

アメリカ合衆国における 働く母親^との保育

—米国保健教育厚生省・労働省調査結果報告—

労働省婦人少年局

は し が き

本資料は、1965年2月にアメリカ合衆国労働省婦人局と保健教育厚生省児童局が合同で行なった調査“Child care arrangements of working mothers in the United States”を訳出したものである。

付属統計表については、地域別分布等一部分を省略した。

働く婦人と保育の問題に関心をもたれる方々のご参考になれば幸いである。

1969年9月

労働省婦人少年局

目 次

まえがき	1
I 働く母親	2
1 概 況	2
2 年 令	2
3 配偶関係	3
4 女世帯	3
5 居住地域	4
6 子どもの年令及び数が雇用に与える影響	4
7 職 種	5
8 教育程度	6
9 世帯収入	7
10 就労理由	9
11 パートタイム、パートイヤーで働く母親	12
12 保育の費用	16
13 働く母親の保育時間	17
II 保育状況	18
1 概 況	18
2 保育と母親の就労形態	20
3 保育と子どもの年令	20
4 保育と性別	22
5 保育と人種	22
6 保育と母親の配偶関係	24
7 保育と子どもの数	24

8. 保育と母親の教育程度	25
9. 保育と母親の職業	26
10. 保育と世帯収入	27
11. 週当り保育時間	30
12. 保育費用	31
13. 保育に対する母親の満足度	32
14. 都市・非都市地域における保育	36
15. 保育と地域	37
附属統計表	38

統計表目次

「M-」表：母親に関するもの

「C-」表：子どもに関するもの

「A-」表：保育に関するもの

M-1 働く母親：1965年3月の全婦人労働者、働く母親 及び調査対象の働く母親の年齢別人数及び 構成比	39
M-2 働く母親：年齢、配偶関係、世帯上の地位別人数及び 構成比	40
M-3 働く母親：配偶関係、1964年の世帯収入別構成比	40
M-4 働く母親：配偶関係、職種別構成比	41
M-5 働く母親：末子の年齢別人数及び構成比	41
M-6 働く母親：末子の年齢、配偶関係別人数及び構成比	42

M-7 働く母親：職種別6才未満の子どもをもつ母親の人数	42
M-8 働く母親：14才未満の子どもの数別人数及び構成比	43
M-9 働く母親：14才未満の子どもの数、14-17才の 子どもの有無別構成比	43
M-10 働く母親：14才未満の末子の年齢、14-17才の 子どもの有無別構成比	44
M-11 働く母親：職種別全婦人雇用者及び調査対象者の人数 及び構成比	44
M-12 働く母親：全婦人労働者及び調査対象の働く母親の教 育程度別人数及び構成比	45
M-13 働く母親：教育程度、年齢別構成比	45
M-14 働く母親：教育程度、職種別構成比	45
M-15 働く母親：1964年の世帯収入（細目）、配偶関係 別人数及び構成比	46
M-16 働く母親：1964年の世帯収入、年齢別構成比	46
M-17 働く母親：1964年の世帯収入、主要職種別構成比	47
M-18 働く母親：1964年の世帯収入、教育程度別構成比	47
M-19 働く母親：就労理由、配偶関係別構成比	48
M-20 働く母親：（1964年の）世帯収入別人数及び就労理 由別構成比	48
M-21 働く母親：就労理由、職種別構成比	49
M-22 働く母親：教育程度、就労理由別構成比	50
M-23 働く母親：1964年の世帯収入、就労理由別構成比	50
M-24 働く母親：就労形態、配偶関係別構成比	50
M-25 働く母親：就労形態、年齢別構成比	51
M-26 働く母親：就労形態、末子の年齢別構成比	51
M-27 働く母親：就労形態、子どもの数別構成比	52

M-28 働く母親：就労形態、職種別構成比	52
M-29 働く母親：就労形態、教育程度別構成比	53
M-30 働く母親：職種別、就労形態別構成比	53
M-31 働く母親：就労週、年令別構成比	54
M-32 働く母親：末子の年令、就労週別構成比	54
M-33 保育費を支払っている働く母親：週当り保育費、1964年 の世帯収入、配偶関係別構成比	55
M-34 働く母親：職種、週当り最長保育時間別構成比	56
M-35 有夫の結婚婦人：子どもの有無、子どもの年令別1948- 66年の合衆国労働力及び労働力率	57
O-1 働く母親の子ども：子どもの年令、母親の就労形態別人 数及び構成比	59
O-2 働く母親の子ども：子どもの年令、1964年に母親が 働いた週別人数及び構成比	60
O-3 働く母親の子ども：年令、母親の配偶関係、世帯上の地 位別人数及び構成比	60
O-4 働く母親の子ども：母親の教育程度別人数及び構成比	60
O-5 働く母親の子ども：子どもの年令、母親の職業別人数及 び構成比	61
O-6 働く母親の子ども：子どもの年令、世帯収入別人数及び 構成比	62
O-7 働く母親の子ども：子どもの年令、世帯収入、母親の就 労形態別人数及び構成比	63
O-8 働く母親の子ども：母親の配偶関係、子どもの年令、世 帯収入別人数及び構成比	64
O-9 働く母親の子ども：世帯収入、人種、母親の配偶関係別	

人数及び構成比	65
O-10 働く母親の子ども：家族内の14才未満の子どもの数、 世帯収入別人数及び構成比	66
O-11 働く母親の子ども：母親の職業、世帯収入別人数及び 構成比	67
A-1 保育：保育方法、母親の就労形態別子どもの人数及び 構成比	68
A-2 保育：保育方法、子どもの年令別フルタイムで働く母 親の子どもの構成比	69
A-3 保育：保育方法、子どもの年令別パートタイムで働く 母親の子どもの構成比	70
A-4 保育：保育方法、母親の配偶関係、母親の就労形態別 子どもの構成比	71
A-5 保育：保育方法、家族内の14才未満の子どもの数別 子どもの構成比	72
A-6 保育：保育方法、母親の教育程度別子どもの人数及び 構成比	73
A-7 保育：保育方法、母親の職業別子どもの構成比	74
A-8 保育：保育方法、世帯収入別子どもの人数及び構成比	75
A-9 保育：保育方法、母親の配偶関係、世帯収入別子ども の人数及び構成比	77
A-10 保育：保育方法、家族内の14才未満の子どもの数、 世帯収入別子どもの構成比	81
A-11 保育：保育方法、週当り保育時間別子どもの構成比	83
A-12 保育：保育方法、週当り保育時間別フルタイムで働 く母親の子どもの構成比	84

A-13 保育：保育方法、週当り保育時間別パートタイムで働く母親の子ども	の構成比	85
A-14 保育：保育方法、週当り保育時間別、3才未満の子ども	の構成比	86
A-15 保育：保育方法、週当り保育時間別6才未満の子ども	の構成比	87
A-16 保育：保育方法、週当り保育時間別6-13才の子ども	の構成比	88
A-17 保育：保育方法、年令別週当り40時間以上の保育をうける子ども	の構成比	89
A-18 保育：母親の就労形態、子どもの年令、人種、世帯収入別保育に費用を要する子ども	の構成比	90
A-19 保育：母親の就労形態、子どもの年令、人種、家族内の14才未満の子ども	の数、世帯収入、週当り保育費別保育に費用を要する子どもの人数及び構成比	91
A-20 保育：保育費の有無、週当り保育費別子ども	の人数及び構成比	92
A-21 保育：母親の就労形態、子どもの年令別不満足な保育をうけている子ども	の割合	93
A-22 保育：保育方法別不満足な保育をうけている子ども	の人数及び割合	93

ま え が き

アメリカ合衆国では、幼児をもつ母親の大多数は家庭にとどまっているが、この10年間に働く母親の数は驚異的に増加した。結婚婦人の増加は、最近の労働力の増大の大きな部分を占め、近年の大きな傾向となっている。全国で夫と学令前の子をもつ母親の約4分の1が、3才以下の子をもつ母親でも5分の1は働いている。6-17才の子をもつて働く母親は現在44%であるが、この割合は働いていない母親のそれと逆転すると予想される。1948年以来、学令前の子をもつ母親のうち働くものの割合は倍増し、10年前の学令の子をもって働く母親の割合に近づいている。これらのことは有夫者についてのことであるが、死離別者で幼児をもつものについては、働く母親の割合は常にもっと高い。

急速かつ大巾な社会変化は、家族やその育児法にも必然的に大きな意味をもっている。農業社会と異なり、今日働くということは母親を家庭からひきはなし、その間他の誰かが幼児の世話をすることが必要となってくる。母親の雇用が子にあたえる影響に関する調査では、母親が働いている間子どもをどんな方法で世話をすることが最も重要であることが指摘されている。それ故、現代の家庭及び家庭を助けて育児の責任にあたっている社会施設が、働く母親の著しい増加にどのようにして対応しているかを知らうとするならば、働く母親がとっている育児対策について、もっと知る必要がある。

保健教育厚生省児童局及び労働省婦人局は、保育施設の現況、働く婦人の利用状況等についての基礎資料を得るため、働く母親について全国調査を行なった。

この調査は、軍隊を除く全国民を母集団として科学的に抽出された約35000世帯について全国的に毎月行なわれている人口調査に付随して、1965年2月に行なわれた。

これらの世帯の、1964年に年間最低27週、フルタイムあるいはパートタイムで働いた、14才以下の子1人以上と同居する母親のいる世帯について、育児に関して質問が行なわれた。

I 働く母親

1. 概況

働く母親の育児について知る前に、母親自身の特性にまず焦点をあてねばならない。

1965年2月現在、1964年の年間27週以上フルタイムあるいはパートタイムで働いた、14才以下の子を1人以上もつ母親は630万人いた。

1965年3月の女子労働力人口は2,600万人で、そのうち970万人は、18才以下の子をもつ母親である。

調査対象となった母親の年齢の中位数（半数がそれ以上、半数がそれ以下）は36才で、これは全婦人労働者の中位数より5才、18才以下の子をもつ母親のそれより2才低い。85%が白人である。

84%が結婚し、夫と共に住んでいる。12%は世帯主である。

平均2人の14才以下の子をもち、250万人を数える最大のグループは、末子が9～13才の母親である。

60%が都市に住み、他の地域より南部に住むものが多かった。

21%の家庭が年収4,000ドル以下、22%が4,000～5,999ドル、38%が6,000～9,999ドル、残りの19%が10,000ドル以上である。67%が12年以上の教育をうけ、約3分の1が事務的職業についている。

他の婦人労働者と同様、これらの母親たちが働く理由は様々であるが、最大の理由は経済的必要性である。10人のうち9人が、“経済上”の理由で働いていると答えた。育児に費用をかけている母親のうち、大多数は週10～19ドルである。

10人のうち7人がフルタイムで働き、対象を年間27週以上働く人としたため、10人のうち6人が年間通じて働いていた。

2. 年 令

幼児をもつ母親としたため、年齢は他の婦人労働者より若く、中位

数は36才である。18才以下の子をもつ婦人労働者の場合38才、全婦人労働者の場合41才である。

40%が35～44才、36%が25～34才、25才以下10%、45才以上14%である。

地域的な差は少なく、北東部で年長者の割合がやや高い。

南部を除く他の全地域で、都市に住む人が多く、南部では、35～44才層のみ都市に住む人が多い。

どの年齢層でも10人のうち8人余が結婚し、夫と共に住んでいる。年齢が高くなるほど、世帯主であるものが多い。世帯主であるものは12%で、25才以下の5%から45才以上の16%にわたっている。

3. 配偶関係

84%が有夫者、残りは死離別者で女手ひとつで子を育てている。後者の場合、非白人は白人の2倍で、夫のいない人は白人14%、非白人28%である。

1人で負わないまでも家庭責任の大部分を負わねばならない母親は、低所得層に多い。年収3,000ドル層では38%が、3,000～3,999ドル層では35%が夫と同居していない。反対に、10,000ドル以上の層では5%にすぎない。一般的に、白人、非白人間の格差は少なく、最低収入層（3,000ドル以下）でのみ明らかな差がみられる。ここでは、夫のいる人といない人の比率は、白人では2対1、非白人では1対1である。

家事使用人あるいはその他のサービス業についている母親は、他の職業についている人より女手ひとつで子どもを育てている場合が多い。死離別者が16%であることは前に述べたが、家事使用人では29%、他のサービス業従事者では22%である。農業従事者では夫と共に暮らすものが多いようで、わずかに6%である。

4. 女世帯

12%が女世帯であるが、これらの母親は夫がいないのみならず、他の家族

の長でもある。白人より非白人家庭に多く、10%に対し23%である。

女世帯は南部に、とくに非白人に多く、非白人の女世帯の半数は南部に住んでいる。ちなみに、非白人の女子人口の半数以上が、また、同じ労働力人口の半数余が南部に住んでいる。

女世帯の子どもの数は、他の働く婦人と同様で、14才以下の子が1人というものは、女世帯52%、他49%、4人以上は、夫々41%、10%である。

5. 居住地

620万人のうち、220万人(35%)が南部、170万人(28%)が中央部、130万人(20%)が北東部、残り約100万人(16%)が西部に住んでいる。

60%が都市に住むが、地域により様々で、西部78%、北東部72%、中央部55%、南部50%弱である。

6. 子どもの年令及び数が雇用に与える影響

1965年3月、全国では970万人の働く母親に、18才以下の子ども1730万人がいると推定される。630万人の対象者は、14才以下の子ども1230万人をもち、これは、全同年令児童の5分の1にあたる。さらに、白人では、540万人の母親が1010万人の子ども、非白人では、92万5千人が220万人の子どもをもっている。

末子が学令期(6~13才)の母親は、学令以下である母親に比べ、働いている人が多い。5分の3の母親の末子が学令期である。子どもの年令について白人と非白人の間に大差はなく、6才以下の子をもつ母親は、白人41%、非白人47%である。幼児をもつて働いている母親は、他の地域より南部に多い。

末子が9~13才の母親が最も多く、230万人余で38%を占める。残りは6~8才、3~5才、3才以下の夫々約130万人、21%である。

結婚し、夫と共に暮している場合には、末子が6才以下の人230万人(43%)、6~13才は300万人(57%)であるが、死離別者の場合は、夫

々33万人(35%)、66万人(65%)である。後者の6才以下の子をもつて働く人の割合が低いのは、AFDC(「扶養子女のある家族への援助」とよばれる福祉制度)から子どもの養育費を受けるものがあるためである。

末子の年令が与える影響は、農業労働従事者については他の職業よりかなり少なかった。幼児をもつ婦人で販売業につくものが少ないことがわかった。調査対象の母親の42%が6才以下の子どもをもっていたが、販売業では30%、農業では52%、その他の職業ではあまり差はなく、38%(専門的、管理的職業従事者、経営者)から45%(熟練工、半熟練工、労務者)の範囲であった。

子どもの数：母親の就労は14才未満の子どもが少ないほど多くみられた。調査対象の母親のうち、14才未満の子ども1人は50%、2人27%、3人13%、4人以上もつものは10%であった。このような型は、白人に多く、非白人はもっと子どもが多い。14才未満の子どもを4人以上持っている母親は、白人8%、非白人21%、1人だけのものは白人51%、非白人40%であった。

14才~17才の子どもをもつ母親：14才未満の子どもをもつ母親の3分の1以上(230万人)が14~17才の子どもも持っていた。14~17才の子どもをもつ母親のうち、14才未満の子どもは1人のも54%、2人25%、3人11%、4人以上のものは10%であった。

14才未満の子どもがいても、その子の年令が高いほど、外で働く母親が多くなる。14才未満と14~17才の両方の年令層の子どもをもつ母親のうち、3才未満の子どもを持つものは8%弱で、3~5才13%、6~8才21%、9~13才59%であった。14才未満の子どもの場合はこの割合はほとんど同じである。14才未満の子どもの母親の約20~25%のものが働いていた。

7. 職業

調査対象者は、他の全婦人労働者と同様、広範で多様な職業に従事していた

が、最大のグループは、事務的職業従事者で196万7,000人(31%)、次いで熟練工、半熟練工、労務者116万4,000人(18%)、専門的職業従事者、管理者、経営者108万7,000人(17%)、サービス業従事者(家事使用人を除く)104万4,000人(17%)であった。

これを1965年2月現在の全婦人労働者の職業と比較すると非常によく似通っており、双方とも最大のグループは事務的職業に従事するものであった。全婦人労働者の主要職業グループは、次いで、専門的職業従事者、管理者、経営者(19%)、熟練工、半熟練工、労務者(16.5%)、家事使用人を除くサービス業従事者(15%)であった。

職種は、白人と非白人とは異なっていた。専門的、事務的、販売的、生産工程的職業に従事するものは比較的白人に多く、家事使用人、家事使用人以外のサービス業、農業労働従事者には非白人が多い。例えば、白人の34%が事務的職業に従事しているが、非白人では13%、販売業に従事するものも白人の7%に対し非白人はわずか2%であった。一方、家事使用人は非白人の25%に比べ白人は1%にすぎず、その他のサービス業に従事するものも非白人の27%、白人の15%であった。

職業分布に地域差がみられたが、あまり重要なものではない。西部では、働く母親の約62%が専門的職業従事者、管理者、経営者、事務的職業従事者であったが、他の地域では50%以下であった。南部では家事使用人が他の地域(2~3%)より比較的多く(8%)、事実、家事使用人の65%が南部に住んでいた。中央部では農業労働に従事するものが11%あったが、西部では2%で、農業労働従事者の50%が中央部に住んでいた。

8. 教育程度

47%のものが12年の教育を受けており、33%は12年未満、20%は12年以上であった。調査対象の母親は、全婦人労働者よりわずかに教育水準が高かったが、これは、対象者が比較的若くまた、近年の平均教育水準が上昇してきていることによるものであろう。25才未満のものはその他の年齢層よ

リハイスクール卒業生が多かった。

しかし、45才以上の多くはもっと高い教育を受けていた。45才以上の25%が12年以上の教育を受けていたのに対し、35~44才では19%、25~34才では21%、25才未満では15%であった。これは主として、中年婦人が子どもの成長後に継続教育課程を利用することによるものと思われる。

教育程度は職業選択に反映しており、専門的職業従事者、管理者、経営者の29%は12年の、63%は12年以上の教育を受けていた。事務的職業従事者では、68%は12年、19%は12年以上、販売業従事者では、56%が12年、13%が12年以上の教育を受けていた。一方、熟練工、半熟練工、労務者、家事使用人、農業労働従事者ではその大部分が12年未満の教育しかうけていなかった。家事使用人を除くサービス業従事者は、49%が12年未満、42%が12年の教育程度であった。

9. 世帯収入

世帯収入は、全世帯員による総収入をさす。調査対象者の大多数は、世帯収入4,000~5,999ドル及び6,000~9,999ドルの範囲にあり、前者は22%後者は38%であった。世帯収入が3,000ドル未満のものは12%、3,000~3,999ドルのものは9%、10,000ドル以上のものは19%であった。

4,000ドル以上は白人に多く、4,000ドル未満は非白人に多い。白人では、9%が3,000ドル以下の貧困水準、8%が3,000~3,999ドルであるのに対し非白人はそれぞれ33%、16%であった。10,000ドル以上は、白人21%、非白人9%であった。

多くの母親が貧困の中で子どもを育てており、白人の1%、非白人の7%は世帯収入1,000ドル未満、白人の3%、非白人の13%は1,000~1,999ドル、白人の5%、非白人の13%は2,000~2,999ドルであった。

夫々の地域において世帯収入は6,000~9,999ドルの範囲に集中していたが、南部では10人に3人、他の三地域では10人に4人がこの範囲内にあった。事実、南部の働く母親は他の地域よりも収入の低いものが多い。西部ではもう

少し高いようであった。

都市に住むものは、村や町に住むものより世帯収入が多かった。例えば、10,000ドル以上の世帯収入のあるものは、非都市居住者の12%に対し都市居住者では24%、逆に、3,000ドル未満のものは都市居住者の8%に対し、非都市居住者では19%であった。

父親のいない家庭では、母親は貧しい中で子どもを育てていた。夫と同居している母親の21%が10,000ドル以上の世帯収入があるのに対し、「その他」の配偶関係のものでは6%がその収入であった。3,000ドル以下のものは夫と同居している場合は9%、「その他」の配偶関係では30%であった。さらに、完全な家庭に在る母親の世帯収入は、4.1%が6,000-9,999ドル、29%が3,000-5,999ドルであったが、世帯主である母親では、それぞれ20%、45%であった。

年齢が高くなるほど、その家庭では比較的収入が多く、25才未満では3,000-5,999ドル、その他の年齢層では6,000-9,999ドルに集中していた。

専門的職業に従事するものは、その他の職業につくものより世帯収入が多く、家事使用人や農業労働従事者は、最低の収入層にあるものが多いようである。専門的職業従事者、管理者、経営者では38%が世帯収入10,000ドル以上、40%が6,000-9,999ドルであるのに対し、農業労働従事者では49%、家事使用人では46%が貧困水準の生活であった。事務的職業従事者や販売業従事者では6,000-9,999ドル、熟練工、半熟練工、労務者及び家事使用人以外のサービス業従事者では3,000-5,999ドルに集中していた。

教育程度が高いほど世帯収入も高い傾向がみられた。12年以上の教育を受けたものの10人に8人、12年の10人に6人強が6,000ドル以上の収入があるが、12年未満のものでその収入を得ているものは3分の1にすぎなかった。

10,000ドル以上の収入のあるものは、教育程度が高くなるとともに増加しており、12年未満8%、11年19%、12年以上38%であった。3,000

ドル未満のものは、12年以上4%、12年7%、12年未満24%であった。

10. 就労理由

母親の就労に当っては色々の要因が働いているが、大多数のものがあげる第一の理由は、経済的理由である。母親は多くの場合、食糧、家賃、その他の生活必需品を得るため、また、生活水準の向上のために働いている。あらゆる地域の、色々の背景をもった、様々の職業についている婦人について就労理由を調べたので、働く母親の主要な就労働機として信頼できる資料が得られた。

10人のうち9人は、経済上の理由をあげたが、それは、自分と家族の扶養のための絶対的必要から、家の購入費、医療費、子どもの教育費等の個々の必要にわたっていた。残り10%は、「働くことが好きだから」「教育や技能を生かしたいから」「人と交るのが好きだから」など、非経済上の理由をあげた。

経済上の理由：就労理由に関する質問に答えた600万人のうち、500万人強(87%)が経済上の理由で働いていると述べた。このうち22%は家族を扶養するため、10%は個別的目標の達成のため、68%はその他の経済上の理由のために働いていた。経済上の理由として次のようなものがあげられた。

「お金のため、それだけ」

「お金が必要だから」

「政府の援助で生活しているが、自活することを望んだから」

「欲しいものを買うため、それだけ」

「家族を養うため。生活し食べてゆかねばならない」

「家族を養うため。プライドがあるから社会福祉の援助は受けたくない」

「子どもの眼鏡や歯列矯正器を買うためにお金が必要だから」

「子どもの教育。娘が大学に入っているのだから」

「株を買うため」

非白人は白人より経済上の理由で働くものの割合が高く、非白人は94% (81万3,000人)、白人は86% (440万人)であった。さらに、非白人は家族を養

うために働くものが白人の2倍あり、家族の大黒柱であるものの割合は、白人の17%に対し非白人は32%であった。

経済上の理由で働くものは、白人では、夫と同居しているもの84%、「その他」の配偶関係のもの97%—ほとんどが世帯主—であるのに対し、非白人では、夫と同居しているもの92%、「その他」の配偶関係のもの全員—ほとんどが世帯主—であった。

経済上の理由で働くものの世帯収入は、14%が3,000ドル未満、33%が3,000—5,999ドル、36%が6,000—9,999ドル、17%が10,000ドル以上であった。

世帯収入が少ないものほど経済上の理由で働くものが多いようである。3,000ドル未満の場合は97%、3,000—5,999ドルでは92%、6,000—9,999ドルでは84%、10,000ドル以上では76%が経済上の理由で働いていた。

母親の年令、子どもの年令、子どもの数別には就労理由に有意差はなかった。地域別にも有意差はなかったが、例外的に南部では非都市居住者より都市居住者の方が経済上の理由で働くものが多かった。

職業別に経済上の理由で働くものの割合をみると、調査対象者の職業別割合と非常によく似ていた。例えば事務的職業に従事するものは、調査対象者の31%、経済上の理由で働くものの32%を占めていた。専門的、管理的職業従事者、経営者のみがこれとちがひ、調査対象者の17%、経済上の理由で働くものの14%であった。

職業別にみると、家事使用人のほぼ全員(99%)が経済上の理由で働いており、農業労働者(95%)、熟練工、半熟練工、労務者(93%)がこれに次いでいた。専門的職業従事者、管理者、経営者(71%)は、他の職業についている婦人より経済的理由で働くことは少ないようであった。

教育程度が低いほど、経済上の就労理由が多かった。12年未満の教育を受けたものの93%、12年以上のものの74%が経済上の理由で働いていた。

非経済上の理由：多くの婦人は、教育、訓練技能、才能及び創造性を役立た

せることを望み、またある者は家庭の閉鎖性から逃れて職業についている。就労理由をあげたもののうち、75万人強(13%)が、これらさまざまな非経済上の理由から働いていた。このグループの世帯収入は、3%が3,000ドル未満、18%が3,000—5,999ドル、45%が6,000—9,999ドル、34%が10,000ドル以上であった。

非経済上の理由で働く婦人の5分の1強は「技能をいかすため」で、約6分の1は「家庭からぬけ出す」ために働いていると答えた。残り5分の3強のものは「その他の」非経済上の理由で働いていた。

「働くことや、人々と一緒にいることが好きだから」

「忙しくしているのが好きだから」

「働きたい」

「そうするのが容易だから。学校に勤め、子どもと一緒に通っている」

「夫が自分の協力を必要としており、子どもの世話もゆきとどいているから」

「何か建設的なことをしたいため」

「仕事が好きだし、家事は得意でないから」

「長く勤めているのでやめたくない」

「一部はお金のためだが、主な理由は、外の仕事は精神的解放になるから」

非経済上の理由で働く母親の多くは、専門的、管理的、経営的職業についており、38%を占め、ついで事務的職業につくものが29%あった。家事使用人には、非経済上の理由で働くものはほとんどみられなかった。

「技能を生かしたいため」働くものほとんどは、専門的、管理的、経営的職業に従事していた。「家庭からぬけ出すため」と答えた母親には、事務的職業についているものが多かった。

45才未満の若い3グループでは、働く理由「技能を生かしたい」と「家庭から抜け出すため」の間にはほとんど差はなかったが、45才以上では、技能を生かすため働くものが、家庭からぬけ出すことが必要であると感じているものの3倍以上もいた。

非経済上の理由で働くものの教育程度は、43%が12年、39%が12年以上で、12年未満は18%であった。

11. パートタイム、パートイヤーで働く母親

多くの婦人は、それを望んだためか或いはそのような雇用を見つけることができなかったためか、フルタイム及び(或いは)フルイヤー以外で働いている。^{注)}特に母親は、外での仕事と子どもの保育を両立させるためパートタイム或いはパートイヤーで働くようである。

1964年には、職業経験のある3300万人のうち約1250万人(37%)が年間フルタイムで働いていた。18才未満の子どもをもつ働く母親(夫と同居)では、その約300万人(27%)が年間フルタイムで働いていた。

調査対象者は1964年に最低27週働いた母親であったため、この項のパートイヤー雇用についての説明は、すべて年間27-49週働いたものに限られる。従って、この調査の、フルタイム、フルイヤーで働く母親の割合はセンサスにおけるより高い。調査対象630万人のうち、280万人(44%)が年間フルタイムで働いていた。240万人が白人、40万9000人が非白人であった。

夫と同居している母親は、10人に4人がフルタイム、フルイヤーで働いており、「その他の」配偶関係では10人に6人と対象的である。この割合は白人、非白人ともに変りなかった。「その他の」配偶関係にある母親は、家族の唯一の生活維持者であるところからどうしてもフルタイムで働く必要がある。

フルタイム、フルイヤーで働く270万人の母親の大多数(63%)は、都市に住んでいた。年間フルタイムで働く母親は、38%は南部、26%は中央部、19%は北東部、17%は西部に住んでいた。

年間フルタイムで働く母親の43%は、35-44才層であった(この年齢層の調査対象者中に占める割合は40%であった)。若い母親は労働力としての十分の定着性をもっていないようであった。

注) フルイヤーは年50-52週、フルタイムは週35時間以上働く

先に指摘したように、子どもが小さいほど母親は労働力となりにくいようであった。これはフルタイム、フルイヤーで働く母親についても同様であった。未子が3才未満のものは14%、3-5才21%、6-8才23%で、9-13才は残り42%であった。

全対象者についてもそうであるが、フルタイム、フルイヤーで働いている母親の大多数は子ども1人をもつだけで、4人以上のものは少なかった。子ども1人55%、2人27%、3人11%で、4人以上もつものは7%であった。

フルタイム、フルイヤー労働者の大多数は、事務的職業従事者(39%)、熟練工、半熟練工、労務者(21%)専門的職業従事者、管理者、経営者(18%)及び家事使用人以外のサービス業従事者(13%)の4つの職業群に集中していた。これは調査対象者の全般的職業パターンに一致していた。しかし、事務的職業従事者では、フルタイム、フルイヤー労働者の割合(39%)は、全対象者のそれ(31%)より高かった。農業労働従事者はほとんどフルタイム、フルイヤーの労働でないようであった。

フルタイム、フルイヤーで働く母親の教育程度は、半分以上(52%)が12年、31%が12年未満、残り18%が12年以上の教育を受けていた。

年間フルタイムで働く母親の収入は、世帯収入に影響しており、10000ドル以上の世帯収入のある母親が23%いた(他の雇用形態の母親では16%)。逆に1999ドル以下は4%(全対象者では8%)、2000-2999ドルは4%(全対象者では7%)しかいなかった。

フルタイム労働者対パートタイム労働者: 調査対象者のうち約450万人(71%)は1964年にフルイヤーにしろパートイヤーにしろフルタイムで働いていた。このうち、280万人(62%)が年間を通じてフルタイムで、170万人(38%)が年間一定期間をフルタイムで働いていた。また白人の70%、非白人の74%がフルタイムで働いていた。

どんな母親がフルタイムで働いていたのだろうか。予想どおり、多くが夫の助力なしに家族を扶養しなければならない母親で、その85%がフルタイムで働いていた。また、夫と同居しているものについては69%がフルタイムで働

いていた。フルタイムで働く割合を配偶関係別にみると、白人では同じだが、非白人では、「その他の」配偶関係にあるものでは79%、通常の家庭にあるものでは72%であった。夫がいないものの中で、世帯主であるものとそうでないものとの間には、フルタイム労働の割合に目立った差はなかった。

年令別にみると、フルタイムで働くものは35-44才層が最も多く39%を占め、またパートタイムでもこの年令層が最も多く44%であった。最も少ないのは、フルタイム、パートタイムとも25才未満と45才以上のグループであった。25才未満は、フルタイム労働者の9%、パートタイム労働者の6%、45才以上は、フルタイム労働者の14%、パートタイム労働者の17%であった。

フルタイム労働者とパートタイム労働者とを比較すると、若い年令層、25才未満と25-34才の年令層では、パートタイムよりフルタイムで働くものの割合が大きかった。35-44才と45才以上の年長の年令層ではフルタイムよりパートタイムで働くものが比較的多かった。

学令前の子どもをもつ母親は、フルタイムにしるパートタイムにしる働くものはあまり多くなかった。働いている母親で6才未満の子どもをもつものは、42%であった。

先に指摘したように、調査対象者の大多数は、比較的小家族であった。フルタイムで働く母親で、14才未満の子ども1人のものは52%、2人のもの27%、3人のもの12%、4人以上は残り9%であった。パートタイム労働者は、大多数は子ども1人か2人の家族であるが、3人以上もつものはフルタイム労働者より比較的多かった。パートタイム労働者で14才未満の子どもをもつもののうち、約43%は子ども1人、27%が2人、16%が3人、14%が4人以上であった。

フルタイムで働くものの割合を職業別にみると、熟練工、半熟練工、労務者が一番多く、91%を占め、次いで事務的職業従事者(76%)、専門的職業従事者、管理者、経営者(75%)であった。農業労働従事者や家事使用人はフルタイムで働くものは少なく、それぞれ、25%、42%であった。

フルタイムで働く母親の大多数は12年以上の教育をうけていた。33%が12年未満、20%が12年以上であった。パートタイムで働くものについては、この割合は多少異なっていた。

フルタイムとパートタイムでは世帯収入額がいくらか異なっていた。貧困水準で生活するものは全対象者中12%あったが、パートタイムでは17%、フルタイムでは10%がこの低い収入で子どもを育てていた。逆に、10000ドル以上の収入のあるものは、フルタイムでは20%、パートタイムでは17%あった。

フルイヤー労働者対パートイヤー労働者：全対象者の10人に6人は、フルタイムにしるパートタイムにしる、年間通して働いていた。フルイヤーで働く母親380万人のうち320万人(85%)が白人、55万3000人(15%)が非白人であった。フルイヤー労働者が10人に6人という割合は、全地域、及び都市でみられたが、非都市地域では大分異なっていた。中央部では10人に7人がフルイヤーで働いていたのに対し西部の非都市地域では10人に5人の割合であった。

夫と同居していない母親は、同居している母親よりフルイヤーで働くものが多いようであった。「その他の」配偶関係にある母親の71%がフルイヤーで働いていたが、夫と同居しているものでは58%であった。この割合は、白人についてはほぼ同じであったが、非白人については少々異なり、「その他の」配偶関係のもの73%、夫がいるもの54%であった。

年長になるほどフルイヤーで働くものも多く、25才未満40%、25-34才57%、35-44才66%、45才以上では67%であった。

また、子どもが大きくなるほど、フルイヤーで働く母親が多かった。フルイヤーで働く母親のうち、末子の年令が9-13才のもの41%、6-8才22%、3-5才21%、3才未満は15%であった。フルイヤーとパートイヤーの家族規模による特別な差異はなかった。

母親の職業とフルイヤー・パートイヤー就労とは特に関係はなかった。事務的職業従事者は、全対象者の31%、フルイヤー労働者の36%、パートイヤー

一労働者の24%で、夫々のグループにおいて最も多い職種であった。熟練工、半熟練工、労務者は、ついで多い職種で、全対象者の18%、フルイヤーの17%、パートイヤーの21%であった。家事使用人は、全対象者及びフルイヤー労働者の中では最低であるが、パートイヤー労働者の中ではやや高い。

フルイヤー、パートイヤーとも、大多数の母親が12年以上の教育をうけ—68%、66%—12年以上のものはフルイヤー労働者(18%)よりパートイヤー労働者(24%)に多かった。

フルタイム・パートタイムの場合と同様、世帯収入3,000—5,999ドル層と6,000—9,999ドル層のフルイヤー・パートイヤー別有意差はなかった。しかし、それ以外の世帯収入群では差があり、3,000ドル未満のものはフルイヤーの11%、パートイヤーの14%、10,000ドル以上のものは、フルイヤーの21%、パートイヤーの16%であった。

12. 保育の費用

保育に費用をかけるかどうか、どの位かけるかについて質問がなされた。これは、自宅で身内以外の子守や家政婦による保育、自宅外の家庭、集団での保育、及び「その他の保育」等費用を要する保育をうける子どもについてのみ質問された。自宅で父親(15%)や身内のもの(21%)が世話する場合、子どもが学校へ行っている間だけ働く(15%)場合、母親が働きながら子どもの世話をする(13%)場合、子どもが自分で処理する(8%)場合は除かれた。保育費用に関する質問がなされたのは、子どもの約28%に当たった。

保育に費用をかける母親140万人のうち、120万人(85%)は結婚し夫と同居していたが、これは全調査対象者中に占める割合と似ていた。88%がフルタイムで働いていたが、全対象者中のフルタイムの占める割合(71%)よりかなり高かった。

保育に費用をかける母親の世帯収入は、9%が3,000ドル未満、31%が3,000—5,999ドル、39%が6,000—9,999ドル、残り21%が10,000ドル以上であった(全対象者については夫々12%、31%、38%及び19%

であった。)

夫のいない者の比較的多くは、収入の低い層にいた。保育に費用をかける母親で夫のいないものも経済的には低い層にいた。夫と同居し、保育に費用をかけるものの世帯収入は、5%が3,000ドル未満であったが、「その他の」配偶関係で保育に費用をかけるものでは、32%がこの収入層であった。(全対象者では、夫々9%、30%であった。)また、3,000—5,999ドル層のものは、夫と同居するもの29%、「その他の」配偶関係のもの44%であった(全対象者では、夫々29%、45%であった。)

保育費用は、過半数(54%)が週10—19ドル、20%は5—9ドル、19%は20ドル以上、6%は2—4ドルで、2ドル未満は1%たらずであった。

貧困水準の生活をしているもののうち何人かは週5ドル未満しか支払っていなかった—それでも生計は圧迫される—が、15%は5—9ドル、54%は10—19ドル、11%は20ドル以上も支払っていた。たしかに、このようなことは、これらの母親にとって非常に困難なことに相違なかった。

13. 働く母親の保育時間

ここでは、子どもがうけている保育時間のうち最も長いものについてのみ考察するが、これは週当たり40—49時間と答えたものが最も多く(26%)、ついで19%が5—9時間、17%が10—14時間、5%が50時間以上であった。

50時間という最も長い保育時間を子どもに与えている母親のうち、43%が事務的職業従事者、次いで熟練工、半熟練工、労務者(25%)であった。40—49時間のものは、前者が約35%、後者が30%であった。

Ⅱ 保 育 状 況

1. 概 況

1965年2月現在、前年に最低6ヶ月間フルタイム或いはパートタイムで働いた母親の、14才未満の子どもは1,230万人であった。これは、全国この年令の子どもの5分の1(22%)に相当する。働く母親は、フルタイマーが平均2.0人、パートタイマーが2.2人の14才未満の子をもち、また、約3分の1の母親には、14-17才の子どもが少くとも1人いた。

1,230万人の子どもの約半数(560万人、46%)は母親が働いている間自宅で保育されていた。世話をするのは、父親(15%)、父親以外の身うち(21%)、他人(9%)であった。このような保育は、子どもがいつも自宅にいなけりばならなかったということではなく、子どもの世話に責任ある人をいつも自宅内に見出し得たことを意味している。

自宅で父親以外の身内に世話される子どものなかには、16才未満の身内(多分兄か姉)によって世話される57万人、65才以上の身内(多分祖父母)によって世話される44万人が含まれていた。祖父母は、65才以下の年令層にも多分いたであろう。

自宅で他人の世話をうける子どもは120万人を数えた。これら他人の半数は保育のためだけに働いていたが、他の半数は、保育に加えて家事雑用も受けもつ家事使用人メイドであつた。

自宅でなく、他人の家庭で保育される子どもは、190万人(16%)であつた。これらの約半数は身内に、他の半数は他人に世話されていた。他人の家庭で他人に世話される場合、この報告書では「家庭内昼間保育(Family day care)」と呼ぶ。

相当数の子どもは、母親自身がみており、これには2つの型がある。すなわち、160万人(13%)の子どもは母親が働きながら面倒をみていた。働きながら子どもの世話をする母親は、自営の商店、会社、農場で働くか、あま

り多くはないが働いている場所に子どもを連れ、そこで世話をしていた。

180万(15%)は、子どもが学校へいっている間だけ母親が働き、特別の保育を要しない子どもであった。

保育所、保育学校、或いは他の類似施設での集団保育は、保育方法の中では最も少なく、わずか26万5,000人(2%)の子どもがうけているだけであった。そして、6人以上の他人の子どもをあづかる家庭で世話される子どもが約81万人いるが、これらの子どもたちは、家庭内で世話されているが、普通多数が一括に監督され、集団保育とみなされるので、彼らを含めて集団保育をうけるものは合計34万8,000人(3%)となる。

約100万人(99万4,000人、8%)は、母親が働いている間、誰も世話をする人がいない。彼らのほとんどは母親のいない時間を、一部は学校に通い、残りは自分ですごすことになっている。この子どもたちは、家の鍵を身につけているので、「鍵っ子」と呼ばれ、監督なしにすごしている。

保育は、通常、母親が仕事でいない全時間をカバーしているが、それでは十分でなく、残りの時間をカバーする補足的保育が必要とされる子どもが130万人(11%)いた。補足的保育は一般に子どもの自宅でなされ(補足的保育の5分の1)、多くは父親が世話をしていた。補足的保育を最も必要とする子どもは、自宅で子守りが面倒をみている場合と、集団保育施設にあづけられている場合である。

母親が働いている間の保育については家族がおおむねそれにあたっていることは明白である。子どもだけで待っている場合、母親、父親、その他の身内が世話する場合を合わせると、80%の子どもがこれによってカバーされる。自宅で他人の世話をうける子どもは9%である。

従って、自宅外の家族以外のものによる保育は、現段階では、比較的制限されており、わずか10%の子ども(120万人)がいるだけであった。この10%の中には、家庭内昼間保育の7%と、集団保育の3%が含まれている。

母親や子どものグループの種類によって、保育の方法は非常に多様であった。その原因とするものは、母親の就労の程度、子どもの年令、人種、母親

の配偶関係、教育程度、職業及び世帯収入であった。調査内容を十分理解するためには、これらのことを十分考慮する必要がある。

2. 保育と母親の就労形態

フルタイムで働く母親の子どもは830万人、パートタイムで働く母親の子どもは400万人いた。全国の14才未満の子どもの15%(7人に1人)はフルタイムで働く母親を、7%(14人に1人)はパートタイムで働く母親をもっていった。

フルタイムとパートタイムとの最も顕著なちがいは、母親による保育にあった。パートタイムで働く母親の子どもの半数は、母親が働きながら子どもの面倒をみているか(26%)、或いは子どもが学校へいっている間だけ働く母親をもっていた(23%)。逆に、フルタイムで働く母親の子どもで母親の保育をうけるものは18%しかいなかった。

従って、父親が自宅でする以外の保育をうけるのは、フルタイムで働く母親の子どもに多く、自宅での保育(49%対38%)、他人の家庭での保育(20%対7%)、昼間保育(13%対4%)。但し、保育所だけに限ると2.9%対0.7%、子ども自身による世話(10%対5%)。

3. 保育と子どもの年令

14才未満の子ども1,230万人のうち、380万人が6才未満(31%)、このうち3才未満が150万人)、610万人が6-11才(50%)、240万人が12-13才(20%)であった。これらの年令層の割合は、フルタイム、パートタイム別のちがいはなかった。

全国の14才未満の子どもの5人に1人(22%)は母親が1964年1年間に最低半年働いていたことが注目されるが、この割合は年令により異なり、3才未満では12%、12-13才では32%であった。

年令別に保育の方法を比較すると、学令前(6才未満)と学令(6才以上)では非常に異なるので、これをフルタイム、パートタイム別に考察しよう。

フルタイムで働く母親の子ども：学令前の子どもは学令の子どもより自宅で他人に世話されることが多く、父親や他の身内に世話されることはあまりない。また、学令の子どもより身内でも他人でも、自宅外の家庭で世話されることが多いようであった。

母親が働きながら世話をする子どもの割合は、年令別の差はなかった。

子どもが自分で処理するケースは、年令が高くなるに従って増加する。：6才未満ではほんの少数、6—11才では10%、12—13才では24%が自分で処理していた。年長の子どもの場合には主に自分のことは自分でするケースが多かった。

家庭外での昼間保育は年長の子どもよりむしろ学令前の子どもに顕著な役割を果たしており、6才未満では4分の1強(27%)がこの方法をとっていたのに対し、6—11才では9%、12—13才では2%であった。

保育所で世話される子どもは、3—5才では10%であるのに対し、3才未満では約半数であった。

フルタイムで働く母親の子どもで、家庭内又は集団昼間保育をうける110万人のうち、3分の2が6才未満(3才未満23%、3—5才42%)、22%が6—8才、10%が9—11才、3%が12—13才であった。学令前の子どもは、家庭保育より集団保育をうける割合が高かった。

16才未満の兄弟による保育は、学令前の子どもより学令の子どもについてなされており、この保育をうける子どもで6才未満のものは、わずか6%で、6—11才は67%、12—13才は24%であった。

パートタイムの母親の子ども：えこの子どもについては、母親による保育に特徴があり、母親が働きながら世話をしているのは、学令前の子どもに多かった。(6才未満32%、6才11才24%、12—13才19%)。

自宅外で、身内又は他人に世話される例は、年長の子どもより6才未満の子どもに多かった(6才未満17%、6—13才3%)。父親が世話するものむしろ年少の子どもに多かった。フルタイムの母親の子どもと同様、自分で処理するものは年令が上るに従い多くなり、12—13才では13%に達し

た。

昼間保育は学令前の子どもに多かった(6才未満9%、6才以上2%)。パートタイムで働く母親の子ども17万人のうち、6才未満の子どもの3分の2が、集団保育も含めた昼間保育をうけていた。

4. 保育と性別

働く母親の子どもの男女比は、人口構成と同様、大体等しかった。子どもの性別は、母親の就労決定や、子どもの保育には影響していない。保育の性別によるちがいは、子ども全体についてだけでなく、フルタイムで働く母親の子どもやパートタイムで働く母親の子どもについても、学令の子どもや学令前の子どもについても、みられなかった。

5. 保育と人種

1230万人の子どものうち、1010万人(82%)が白人、220万人(18%)が非白人であった。母親が働いているのは、白人より非白人の子どもに多く、全国の14才未満の非白人の子どもの4人に1人——白人では5人に1人——は、母親が1964年に最低半年働いていた。

フルタイムの母親の子ども(白人680万人、非白人160万人)：いくらか違いはあるが、白人と非白人の保育の方法は概して非常によく似ていた。白人の子どもは、父親に世話されるものはいくらか多く(14%：11%)、身内又は他人に自宅外で世話されるものはいくらか少ないようであった(19%：24%)。

家事使用人、メイドなどに自宅で世話されるものは、非白人には少なかった(非白人1%：白人7%)。

パートタイムの母親の子ども(白人330万人、非白人65.1万人)：これらの子どもの差は大きかった。母親による保育は明らかに白人の子どもに多かった——母親が働きながら世話をするもの白人29%、非白人9%、母親が子どもが学校へ行っている間だけ働くもの白人25%、非白人16%。

他方、自宅で父親以外の身内が世話するのは、非白人の子どもに多かった。例えば、16才未満の兄弟が世話する割合は、非白人11%、白人3%であった。自宅外の家、特に身内の家庭での保育も非白人に多かった。

保育に果たす家族の役割を、白人と非白人を対照させ、子どもが自分で処理する場合を含めて、直接、間接の家族員による保育を人種別にみると、次のようである。

	白人		非白人	
	フルタイムで働く母親	パートタイムで働く母親	フルタイムで働く母親	パートタイムで働く母親
学令前の子ども	51%	82%	64%	82%
学令の子ども	84	94	85	93

どちらも、家庭保育は、フルタイムよりパートタイムで働く母親の子どもに、また、学令前より学令の子どもに多かった。しかし、フルタイムで働く母親の学令前の子どもについては、家庭保育は、白人より非白人において多かった。これ以外は双方とも変りなかった。父親が自宅で世話する場合は、非白人にはあまりみられなかったところから、両者の比較には、実際には、非白人の保育に家族による自力本願が大きな部分を占めていることがはっきり表れていない。

昼間保育については、家庭内昼間保育と集団保育の双方を考慮すると、全体として白人と非白人の間で著しく異なるということはない。

	白人		非白人	
	フルタイムで働く母親	パートタイムで働く母親	フルタイムで働く母親	パートタイムで働く母親
学令前の子ども	27%	8%	28%	13%
学令の子ども	6	2	8	4

6. 保育と母親の配偶関係

1230万人の子どものうち、1050万人(85%)は結婚して夫と同居している母親をもち、180万人(15%)は「その他の配偶関係」——別居、離別、死別、未婚——の母親をもっていた。後者には、(1)フルタイムで働く母親が多い(「その他の配偶関係」にある母親の子どもの82%のものの母親がフルタイムで働き、夫と同居しているものでは65%である。)(2)非白人の母親が多い(35%対15%)。

父親の不在は、明らかに子どもの保育に影響している。夫と同居している母親の子どもの17%は父親に世話されていたが、その他の母親の子どもは、そのごく少数しかそのような世話をうけなかった。母親による保育は前者に多くみられた(30%対16%)。

「その他の配偶関係」の母親の子どもは、父親以外の身内のものに、自宅で世話されることが多く、これが最も一般的であった。また、この子ども達は、自分の世話は自分ですることが多く(13%対7%)、昼間保育を受けることも多かった(15%対9%)。

母親の配偶関係と雇用形態(フルタイムかパートタイムか)によってこのような差がなおみられた。

「その他の配偶関係」の母親の子どもの5分の4は、世帯主である母親をもっていた。残りの5分の1の母親は、世帯主のいる身内と一諸に暮らし、彼らの子どもの72%は、父親以外の身内のものに自宅で世話されていた。

昼間保育施設では約12万4000人の子どもが世話されているにすぎないが、世帯主である働く母親をもつ学令前の子どもの利用度は非常に高い(36%)。

自分のことは自分でする子どもは、世帯主の母親をもつ学令の子どもに比較的多く、白人16%、非白人26%であった。これらの子どものうち、5人に1人が世帯主の母親をもっていた。

7. 保育と子どもの数

ここで考察するのは14才未満の子どもについてであるが、その約3分の

1は14—17才の兄弟をもっていた。

14才未満の1230万人の子どものうち、子どもが家庭内に1人のもの24%、2人のもの29%、3人のもの22%、4人以上のものは26%であった。4人以上の子どもをもつ家庭は非白人にあっては白人の2倍であった(43%対22%)。「小」家族(子ども1人)と「大」家族(子ども4人以上)では、保育方法に明らかな相違が認められた。

大家族の子どもは、自宅で父親、身内又は他人に世話されることが多く(53%、小家族36%)、一方、小家族の子どもは、自宅外の家庭で身内又は他人に世話されることが多かった(21%、大家族12%)。

母親による保育は、子どもの数に非常に関連があり、働きながら子どもの世話をする母親は、意外なことに大家族に多く、他方、子どもが学校へ行っている間だけ働く母親は小家族に多かった。

家庭保育——直接、間接の家族員による保育——は、大家族の子どもに多かった(84%対79%)が、家庭保育の中でも、身内のものの家庭で世話されるものと、自分で処理するのは小家族の子どもにわずかに多かった。

昼間保育(家庭内及び集団)をうけるものは、子どもの数が多いものほど少なく、子ども1人では15%、2人では12%、3人では9%、4人以上では5%であった。しかし、保育所にあづけられる子どもの5人に1人は少くとも3人の14才未満の兄弟をもっていた。家庭内昼間保育をうける子どもは3人に1人の割合だった。

B. 保育と母親の教育程度

子どもの36%はハイスクールを卒業しなかった母親を、45%はハイスクールは卒業した母親を、19%はカレッジに一年以上行った母親をもっていた。母親の教育程度を、就労形態(フルタイム、パートタイム)別にみると、顕著な差は認められなかったが、人種別には差があり、低い教育水準(ハイスクール未終了)の母親をもつ子どもの割合は、非白人が白人の2倍であった(60%対31%)。

保育の方法は母親の教育程度により夫々異っていた。子どもの通学時のみ働くというのは、教育水準の低い母親より高い母親に多かった(26%対12%)。働きながら子どもの世話をするものには、教育程度による差はなかった(双方とも14%)。

母親による保育を除く、その他の家庭保育—父親による保育、自宅、または自宅外での身内による保育、または子どもが自分で処理する—は、教育水準の低いものに多かった(62%対34%)。

他方、自宅で他人が世話をするのは、教育水準の高いものに多かった。昼間保育も、高水準のものにわずかに多かった(10%対7%)。

9. 保育と母親の職業

就労する人が多い順序に母親の職業をならべると次表のとおりになる。

	人数(百万)	構成比
計	12.3	100
販売業、事務的及び類似職業従事者	4.1	34
家事使用人を含むサービス業従事者	3.0	24
熟練工・半熟練工・労務者及び類似職業従事者	2.3	19
専門的及び類似職業従事者・管理者・経営者	1.9	15
農業労働従事者	1.0	8

職業の異なるものは、他の属性でも次のように異っていた。

- (1) フルタイム・パートタイム雇用は、職業により異っていた。例えば、熟練工・半熟練工・労務者及び類似労働者は、フルタイムで働く母親の24%を占め、パートタイムでは6%であった。サービス業従事者はフルタイムの18%、パートタイムの29%、農業労働従事者はフルタイムの2%、パートタイムの15%を占めていた。
- (2) 人種も職業により異り、サービス業従事者は非白人の51%であるのに対し白人では16%、販売業、事務的及び類似職業従事者は白人の41%、

非白人の16%であった。

(3) 教育程度も職業によりちがっていた。教育程度の低い母親にあっては、35%はサービス業従事者、33%は熟練工・半熟練工・労務者及び類似労働者であった。教育程度の高い(最低カレッジ1年修了)の母親では、夫々8%、3%であった。教育程度の高い母親の過半数(54%)は、専門的及び類似職業従事者、管理者及び経営者であり、低いものの4%と対比的であった。

職業とその他の属性は相互に深い関係をもっているが、職業は保育に対して—特に農業労働従事者に関して—独立して影響を与えていた。農業労働従事者の子どもの3分の2—これは他の職業に比べはるかに高い割合である—は、母親が働きながら世話していた。

母親による保育は、専門的及び類似職業従事者、管理者、経営者の子どもに比較的目立った。これらの子どもの4分の1は、母親が子どもが学校へ行っている間だけ働いており、11%は母親が働きながら面倒をみていた。自宅で他人が世話をするものこのグループに特徴的であった(16%)。

「家庭保育」—母親、父親、身内、子ども自身による—は、熟練工・半熟練工・労務者及び類似職業従事者(78%)や販売業・事務的及び類似職業従事者(76%)よりサービス業従事者の子どもに幾分多くみられた(87%)。しかし母親による保育が、熟練工・半熟練工・労務者及び類似の職業従事者に特に多いということにはなかった。これは、この親の労働者にはフルタイムで働くものが多く、一方、母親による保育は前にみたようにパートタイムで働くものに多いということによるためと思われる。

家庭外での昼間保育は、熟練工・半熟練工・労務者及び類似労働者の13%から、農業労働従事者の1%の範囲にあった。

10. 保育と世帯収入

1,230万人の子どもについて、彼らの家族の1964年の総世帯収入をみると、15%が3,000ドル未満、32%が3,000—5,999ドル、36%が

6,000—9,999ドル、17%が10,000ドル以上であった。パートタイムで働く母親の子どもは、フルタイムで働く母親の子どもより収入の低いグループにいたが(21%対12%)、これは、少くとも一部はパートタイム労働者の収入が低いことに帰因する。

世帯収入別の子どもの年令分布は、全体的には同じであったが、世帯収入の高いグループでは、幼児(3才未満)の割合が低く、年長の子どもの(9才以上)の割合が高かった。

非白人の子どもは貧しい家庭に集中していた(非白人39%対白人13%)。一方、世帯収入10,000ドル以上の家庭の子どもは、白人19%に対し非白人では7%にすぎなかった。

夫と別居、離別、死別した母親の子どもは結婚し夫と同居している母親の子どもより貧しいようで、3,000ドル未満のものは前者では37%、後者では11%であった。母親が夫と別居、離別、死別した非白人の子どもは、その63%が貧しい家庭にあり、同じ条件の白人の子ども23%であるのと対照的であった。母親が結婚し夫と同居している場合、家庭が貧しいものは、非白人では34%、白人では8%であった。

貧しい家庭の子どもは、大家族のものが多かった。貧しい家庭(収入3,000ドル未満)の子どもの約半数が、子ども4人以上の家族に属し、収入の最も高いグループ(10,000ドル以上)の15%と対照的であった。他方一人っ子の子どもは、収入の最も高いグループでは最低グループの2倍いた(30%対16%)。

この調査のように、職業が母親の職業をさし、収入が夫や他の家族の収入も含む「世帯」収入をさす場合でも、職業と収入は大いに関連している。貧しい子どもの母親は、大多数が低賃金の仕事に従事しており、28%が農業労働従事者(最高収入グループではほとんどない)、46%が家事使用人又はサービス業従事者(最高収入グループでは8%)であった。他方、最高収入グループの子どもの母親では、その3分の1が専門的職業従事者、管理者経営者であったのに対し、最低収入グループではほとんどいなかった。最高

収入グループで一番多い職業は、事務的職業であった。(44%)。

一般に、世帯収入は保育方法に影響しているが、これは保育の型のすべてについていえるものではなく、収入と保育方法の関係が常に単純で直接的であるということでもない。

「貧困水準」(世帯収入3,000ドル未満)では少くとも一部は、崩壊家庭や不完全家庭であるという理由から、父親による保育はあまり多くなかった。

一方、自宅で父親以外の身内がする保育は貧困水準(27%)において、最高収入水準(世帯収入10,000ドル以上:17%)より多かった。

家事使用人やメイドによる保育は費用がかかるので、収入により直接左右され、収入の多い家庭では10% あったが、最低収入グループでは1% すらなかった。

子どもが自分で処理するケースは、最高収入水準より、貧困水準においていくらか多い(11% 対 7%)が、その差は予想されたほどではなく3,000ドル以上ではほとんど差はなかった。

母親による保育は、収入によってその型がちがっていた。働きながら子どもの世話をするというものは、最低収入グループの21%、最高収入グループの12% であり、一方、子どもが学校へ行っている間だけ働くというものは、最高収入グループに圧倒的に多かった(19% 対 11%)。

家庭内保育でも集団保育でも自宅外の昼間保育には収入による差はなかった。また「家庭内保育」も、せいぜい最高収入層と最低収入層の間でちがいがみられた程度である。(貧困水準で86%、最高収入水準で73%)。

家庭内保育の中で、父親による保育には、特別の傾向はみられなかった。

保育方法と世帯収入の関係は、母親の就労形態、子どもの人数等によって異なるのは興味深い。

例えば、「家庭内保育」は全体的にみると、フルタイムよりパートタイムで働く母親の子どもに多いが、貧困レベルではフルタイム及びパートタイムの双方とも高収入層より多かった。同様の結果が、学令前と学令の子ども、白人と非白人の子ども、小家族と大家族の子どもに見出された。しかし、完

全な家庭と欠損家庭の子どもの場合、欠損家庭において「家庭内保育」に収入による差はなかった。

収入は、働く母親の保育の型に影響していることは明らかであるが、それが唯一の決定要因ではない。同じ収入水準にあっても、保育の型は、白人と非白人についても、他のグループについても同じではなかった。

11. 適当り保育時間

働く母親に、普段子どもがうけている保育の適当りの時間数をきいたが、これは一次的保育に限られたので、出された時間数は補足保育をうけている子どもについては少ないものとなった。また、これは子どもが学校へ行っている間だけ働く場合、働きながら子どもの世話をする場合等母親による保育をうける子どもを除いた全員880万人 に関するものである。

保育時間10時間未満のものは240万人(28%)、10—19時間250万人(28%)、20—39時間160万人(18%)、40時間以上230万人(26%)であった。40時間以上のグループの中には、50時間以上の世話をうける36万6,000人がいた。

保育のあるものは、保育時間が上記比率とは異っていた。子どもが自分で処理する又は16才以下の兄弟が世話をするというのは、多分正確を欠くであろうが、他のものより保育時間が短かった。自分で処理する子どもの場合、10時間未満が58%、10—19時間が35%で、20時間以上は7%にすぎなかった。また自宅で16才以下の兄弟が世話する場合は、夫々43%、36%、21%であった。

昼間保育の時間はさまざまであるが、長時間のものが多かった。保育時間40時間以上は、家庭内昼間保育をうける子どもの40%、集団保育をうける子どもの56%にみられた。その他のもので長時間にわたるものは、自宅で家事使用人やメイドが行なうもの(40時間以上のものの38%)、自宅外の身内の家で世話するもの(40時間以上のものの40%)であった。

フルタイムで働く母親の子どもは、パートタイムのそれと比べ、保育に長

時間を要するのは明らかである。40時間以上の場合にその差が認められ、フルタイムで働く母親の子どもでは31%であったのに対し、パートタイムでは8%であった。

学令前の子どもは学令の子どもより長時間の保育を要する。前者では、その半数が40時間以上、4分の1が20—39時間の保育をうけていた。3才未満では夫々55%、23%であった。学令の子どもについては、この割合は低く、夫々13%、14%であった。6才未満の子どもの昼間保育は特に長時間となり、家庭内保育をうける子どもの60%、集団保育をうける子どもの67%が40時間以上世話されていた。

また、長時間(40時間以上)の世話をうける230万人のうち主なものは、フルタイムで働く母親の子ども、学令前の子ども(160万人)で、その大多数は自宅で保育されてはいるが、昼間保育をうけているものも相当数いた(25%)。

12. 保育費用

この項で検討しようとする保育に費用をかけているか、どの位かけているかについては、自宅で他人がする保育、身内または他人の家にあづける、集団保育及びその他費用を要する保育をうけている子どもについてのみ調べたので、対象となった子どもの数は340万人であった。また、ここで調査の対象となったのは金銭による支払いのみで、食事、その他の現金以外の心づけなどは含まない。支払いが子ども1人以上になされている場合は、子どもの数で総額を割り、1人あたりの額を算出した。

保育に費用を要するのは、340万人の子どもの4人に3人で、フルタイムで働く母親の子ども(76%)の方が、パートタイムで働く母親の子ども(64%)より多かった。昼間保育(家庭内及び集団)は一般に、自宅で他人が保育する場合と同様、支払いを要する(87%)。ここで考察されている保育のうち、あまり費用を必要としないのは、身内の家庭での保育であった(45%)。

保育に費用をかけるかどうかは、子どもの年令(学令前83%、学令62%)、人種(白人78%、非白人57%)、世帯収入(最高収入層79%、最低収入層61%)別に異っていた。家族数による差異はなかった。

費用を要する保育をうけている250万人の、週1人当りの支払額は、5ドル以下24%、5—9ドル40%、10—19ドル32%、20ドル以上4%であった。集団昼間保育は保育のうちでも最も費用の高いものの1つで、この保育をうける子どもの55%が、10ドル以上の費用をかけていた。

保育にかなりの費用一週10ドル以上—を要する子どもの割合をみると、母親の就労形態(フルタイムで働く母親の子どもの39%、パートタイムの17%)、子どもの年令(学令前の45%、学令の27%)、人種(白人の38%、非白人の23%)、世帯収入(最高収入層の53%、最低収入層の25%)、子どもの数(1人の69%、4人以上の12%)により異っていた。しかし、子ども1人の家族の子どもに要する費用は、その母親の支払う総保育費であるが、大家族では、子ども1人あたりの費用は、総保育費の一部にすぎないので親の保育費負担別分布は、子どものそれとは非常に異なり、5ドル未満6%、5—9ドル19%、10—19ドル55%、20ドル以上20%であった。

13. 保育に対する母親の満足度

母親に、彼らがとってきた保育方法に満足しているかどうかを知るため、次のような質問を行なった。

「あなたは、あなたが働いている間の保育方法に満足ですか、幾分不満ですか、それとも非常に不満ですか？」

答えが「幾分不満」又は「非常に不満」であれば、更に、

「その保育のどこが特に不満なのですか？」と尋ねた。

これらの質問は、当然子どもが学校へ行っている間だけ働いている母親にはなされなかった。子どもの92%はその保育について母親が満足しており、不満であるとした子どもは8%の77,400人であった(「幾分不満」

7%、「非常に不満」1%）。

母親や子どものグループ別に満足度は異なり、不満は、フルタイムで働く母親の子どもについては9%、パートタイムで働く母親の子どもについては5%であった。夫と別居、死別、離別した母親の子どもについての不満の程度は、結婚し夫と同居している母親の子どもの2倍であった。（13%対7%）。不満は、学令より学令前の子どもについてわずかに多く（9%対7%）、また、世帯収入とも関連があった（最低収入層では10%、6000ドル以上では6-7%）。

不満の程度は、子どもの年齢や母親の雇用上の地位などの要因が、単独でなく結合して考えられた場合に高くなる。例えば、保育方法が不満であるものは、同じ学令前の子どもでもフルタイムで働く母親の場合は10%、「貧困」水準家庭の場合は12%であった。しかしある種の不満は、収入の低い層でなら全ての母親や子どもの間でみられ、例えば、保育について最も問題がないと思われるパートタイムで働く母親の学令の子どもについても不満は4%あった。

不満の度合をみると、自宅での保育より、自宅外の家での保育に不満なものが多くみられた（9%対6%）が、最も不満度の高い（12%）のは、自宅で16才未満の兄弟が世話する場合で、母親がこのやり方に抱いている心配を反映している。昼間保育をうける子どもについては9%、自分で処理する子どもについては10%の不満がみられた。不満の程度が最も低い（約5%）のは、自宅で父親又は成人の身内が世話している場合、働いている間も母親が世話している場合であった。

母親が述べた不満の内容は、面接者によって、ごく簡単に記録された。以下は回答例をそのまま分類したものである。パーセンテージは、不満であるとしたものの理由別の割合がある。

(1) 保育の質には直接関係のない理由（20%）

- ・費用が高すぎる
- ・放課後の子どもの世話を困る

・つれてゆくのが問題

・子もりの通勤が不便

・子どもの世話をし、家の掃除もしてくれる人がほしい

(2) 子どもと一諸に居られないことについての不満（18%）

- ・もっと子どもと一諸にいたい
- ・子どもと一諸にいたるべきだと思う
- ・子どもと母親と一諸にいたるべきだと思う
- ・子どもと一諸にすごす時間が十分でない
- ・子どもが帰ってきた時家にいてやりたい

(3) 保育内容や保育者の子どもに対する態度についての不満（27%）

- ・指図したように世話しなかった
- ・子どもがきちんと養われない
- ・たのんでいる人がもっと満足できる人であってほしい
- ・姑が子どもを甘やかすすぎる
- ・14才の男の子が3人の子どもの世話をすることなど、実際にはできない
- ・私の母親は、幼い子どもの良き友だちとはいえない
- ・おしめを頻ぱんにとりかえてくれない
- ・家へ帰って来た時の子どもの様子

(4) 監督なしで子どもが1人で放置されていることについての不満（13%）

- ・あまりにも長時間子どもが1人でいる
- ・子どもが学校から帰ってきた時誰か家にいてやりたい
- ・誰か子どもと一諸にいたる人がほしい
- ・毎日15分間子どもを1人でおかねばならないので、それさえなければ満足である
- ・休日学校に行っていない間が心配である
- ・自分がいないうち、他の子どもたちが立寄る

(5) 母親への望ましくない影響(8%)

- ・保育についての精神的緊張
- ・仕事を完成する必要がある
- ・子どもの世話のため、仕事を中断しなければならないことが時々ある
- ・自分への負担が過重である

(6) その他(14%)

この項の質問はこの調査の他の項目でとられた特定の、実際の質問とはやり方が異なるので、満足に関する回答に、測定しようとしたものが十分にとらえられているかをみるだけで満足すべきであろう。

この点に関し、調査結果は決定的なものではなく、精々、将来の検討に役立つ準備段階の結果とみるべきものである。

面接に際して保育に関する補足的な質問をいくつか行なったが、これは「満足」というとらえどころのない問題をとらえるためには十分ではなく、更に、保育についての「満足」とは単純簡明な概念ではない。保育は、保育者や保育内容ばかりでなく、保育時間、費用、交通、子どもの健康、母親と保育者との関係、母親の仕事への態度等まで多くの面を持っている。また、「満足」といっても、程度の高い保育に対する満足から、本当の意味での二者択一など母親にはできもせず、また、考えられもせず、ただ我慢しているという程度まで広がっている。保育をめぐる何百万という働く母親やその家族が直面する問題は、この調査でなされた以上の注意深い検討が必要である。

注：12才以下の子をもつ2500世帯(母親が働いている、いない(両方を含む))について行なった他の調査では、働く母親の半分が、

その保育にある程度の不満足を示し、4分の1が、かなり高い不満足を示した。

14. 都市、非都市地域における保育

保育方法は、地域的にはどのように異なっているであろうか。この調査は全国的データを得るよう計画したので、調査は(1)全体として都市・非都市地域別(2)主要地域別の概略の情報を得たにとどまったが、異なる地域に住む母親が、人口統計的、社会的、経済的特質について異なっていると同様、その保育方法も地域的差異を示すことが期待されたためである。

都市地域、即ち国中で最も都市化された部分は、多くの人口をかかえた社会的経済的単位と定義づけられる。働く母親の子ども1,230万人のうち700万人(57%)は都市に、530万人(43%)は非都市地域に住んでいた。両地域間の学令前及び学令の子どもの割合も同様であった。非白人の子どもの割合は、都市においていくらか多かった(21%、非都市地域では16%)。働く母親の雇用上及び経済上の地位は、都市と非都市では勿論異っていた。農業従事者は非都市地域では働く母親の13%、都市では1%であった。熟練工、半熟練工、労務者及び類似職業従事者も非都市地域に非較的多かった(23% 対 15%)。他方、都市に多いのは、販売、事務及び類似職業従事者であった(43% 対 29%)。

フルタイム雇用は、都市にわずかに多かった。都市の子どもの69%は、フルタイムで働く母親をもっていたが、非都市地域では65%であった。この差は非白人により多く認められ、フルタイムで働く母親をもつものは都市では74%、非都市地域では63%であった。

世帯収入の地域差が注目された。例えば、最低収入層の家庭の子どもの割合は非都市地域で23%、都市で9%であった。

世帯収入、子どもの数にも重要な差異がみられた。都市に住む子どもの相当数が、別居、死別、離別した母親をもっていた(17% 対 12%)。非都市地域に住む子どもは大家族の一員であることが多く、30%が子ども4人以上の家庭にいたが、これは都市では23%であった。

それでは、保育方法は都市と非都市ではどのようにちがっているのだろうか。最もちがいが大きいのは、母親が働きながら子どもの世話をするとい

う方法であった（非都市地域19%、都市8%）。そのちがいは、主として非都市地域には多数の農業労働従事者がいることによるものであろう。母親がパートタイムで働く非都市地域の子どもの間ではこの方法が特に多かった（36%）。全般に「家庭内保育」は非都市地域に多く（85%、対76%）一方、昼間保育は都市に多かった（12%、対7%）。

しかし、都市と非都市とのちがいは、世帯収入の低い層で顕著であった。例えば、母親が働きながら子どもの世話をするという方法は、収入4,000ドル以上の家庭の子どもについてはあまり差はなかった（非都市地域12%、都市9%）が、4,000ドル未満では、非都市地域で24%、都市で7%であった。

15. 保育と地域

前述のように、全国の14才未満の子どもの5人に1人は、1964年に最低6カ月働いた母親をもっていた。地域別にみると、この割合は南部で最も大きく（25%）、北東部で最も小さかった（18%）。比較的年長の子ども（及び年長の母親）のいる北東部を除き、学令前及び学令の子どもの割合は、地域的には似ていた。非白人の子どもの割合は、他の地域より南部で大きかった（28%。他の地域では11~14%）。

働く母親の子どもの37%、非白人の子どもの57%が南部に住んでいた。

南部及び中央部では、少なくとも子ども4人の大家族をもつ母親が多かった（南部では12%、中央部では11%。これに対し北東部、西部では夫々8%）。母親の教育水準が低いのは南部に特徴的で、ハイスクール教育未満のものが41%あり、これは教育水準の最も高い西部における割合（22%）の2倍であった。

もちろん、各地域は経済的、職業的に異っている。世帯収入は南部において最も低く、そこでは収入3,000ドル未満のものが19%いたが、西部では6%、北東部では7%、中央部では11%であった。南部に住む非白人の母親の間でこの収入レベルの割合（46%）は他の地域のそれをはるかに上回っていた。

農業労働従事者は中央部に比較的多かった（11%。西部では2%、北東部では3%）。「ブルカラー」雇用者（熟練工・半熟練工・労務者及び類似労働者）は北東部、南部に多く（夫々24%、21%）、西部ではあまり多くなかった（11%）。他方、販売業、事務的及び類似職業従事者は西部に多かった（49%。他の地域では34~36%）。

これらの要因は、保育方法に地域差をもたらす他の要因と相互に作用している。働いている間も母親が子どもの世話をするというのは、中央部に断然多く、21%を占めていたが、他の地域では9-10%で、そのちがいはこの地域に農業労働従事者が多いことと関連していた。自宅での保育、特に父親による保育は他の地域より北東部で多かった（父親による保育は23%、南部では10%、西部では12%）。自宅で、家事使用人やメイドが行なう保育は、南部で広く用いられていた（9%。他の地域では1-4%）が、そのような家事手伝いの使用は、白人の母親に圧倒的であった。

一般に「家庭内保育」は、北東部や中央部で（87%、84%）、南部や西部（76%、74%）より多かった。反対に昼間保育は西部や南部で（15%、11%）北東部や中央部（6%、8%）より多かった。その他、子どもが自分で処理する場合や、子どもが学校へ行っている間だけ働くといった方法は、地域別の差はなかった。

第 九 章

一、母 親 関 係

二、父 親 関 係

三、兄 弟 関 係

「M-」表：母親に関するもの

（一）母 親 関 係

（二）父 親 関 係

（三）兄 弟 関 係

表Ⅲ-1

働く婦人：1965年3月の全婦人労働者、働く母親及び調査対象の
働く母親の年齢別人数及び構成比

(人数単位：千人)

年 令	全婦人労働者 ¹		全働く母親 ¹		調査対象働く母親 ²	
	人 数	%	人 数	%	人 数	%
計	25,952	100.0	9,682	100.0	6,237	100.0
25才未満	5,692	21.9	938	9.7	624	10.0
25-44才	10,052	38.7	6,700	69.2	4,711	75.5
25-34才	4,364	16.8	2,910	30.1	2,226	35.7
35-44才	5,688	21.9	3,790	39.1	2,485	39.8
45才以上	10,207	39.3	2,044	21.1	902	14.5
年齢の中位数	41才		38才		36才	

1 合衆国労働省労働統計局：雇用と所得1966年4月1日号。及び特別労働力報告64。

2 年齢を記入した対象者のみ。

注) ・この節の各表の働く母親の計は、表によって異なるものがあるが、該当の質問に答えた母親のみを集計したためである。端数を丸めたので、これらの表のうちのけは、必ずしも統計に一致しない。

・以下の表において、とくに指示がない限り「働く母親」は調査対象のものである。

表M-2

働く母親：年令，配偶関係，世帯上の地位別人数及び構成比

(人数単位：千人)

年 令	計	有 夫 者	死 離 別 者		女世帯の 割合(%)
			世帯主	非世帯主	
計	6237	5263	770	204	12.3
25才未満	624	545	32	47	5.1
25-44才	4711	3978	591	142	12.5
25-34才	2226	1861	261	104	11.6
35-44才	2485	2117	330	38	13.3
45才以上	902	740	147	15	16.3
構 成 比					
計	100.0	100.0	100.0	100.0	-
25才未満	10.0	10.4	4.2	23.0	-
25-44才	75.5	75.6	76.8	69.6	-
25-34才	35.7	35.4	33.9	51.0	-
35-44才	39.8	40.2	42.9	18.6	-
45才以上	14.5	14.1	19.1	7.4	-

表M-3

働く母親：配偶関係，1964年の世帯収入別構成比

(人数単位：千人)

配偶関係	計	3,000ドル 未 満	3,000- 3,999ドル	4,000- 5,999ドル	6,000- 9,999ドル	10,000ドル 以 上
計(人)	5805	711	530	1286	2180	1098
構 成 比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
有 夫 者	84.4	62.2	65.5	82.7	91.8	95.4
死 離 別 者	15.6	37.8	34.5	17.3	8.2	4.6

表M-4

働く母親：配偶関係，職種別構成比

(人数単位：千人)

職 種	計		有 夫 者	死 離 別 者
	人 数	%		
計	6296	100.0	84.3	15.7
専門的及び類似職業従事者，管理者，経営者	1087	100.0	86.7	13.3
事 務 員	1967	100.0	85.3	14.7
販 売 業 従 事 者	370	100.0	89.2	10.8
熟練工，半熟練工，労務者及び類似労働者	1164	100.0	84.5	15.5
家 事 使 用 人	295	100.0	70.8	29.2
サービス業従事者(家事使用人を除く)	1046	100.0	78.4	21.6
農 業 労 働 従 事 者	367	100.0	94.0	6.0

表M-5

働く母親：末子の年令別人数及び構成比

(人数単位：千人)

末子の年令	人 数	%
総 計	5749	100.0
6 才 未 満	2423	42.1
6-13才	3326	57.9

表M-6

働く母親：末子の年齢，配偶関係別人数及び構成比

(人数単位：千人)

末子の年齢	計		有夫者		死離別者	
	人数	%	人数	%	人数	%
計	6,237	100.0	5,263	100.0	974	100.0
3才未満	1,297	20.8	1,150	21.9	147	15.1
3-5才	1,304	20.9	1,107	21.0	197	20.2
6-8才	1,293	20.7	1,092	20.7	201	20.6
9-13才	2,343	37.6	1,914	36.4	429	44.0

表M-7

働く母親：職種別6才未満の子どもをもつ母親の数

(人数単位：千人)

職 種	6才未満の末子をもつ母親	
	人 数	総数に対する割合(%)
計	2,600	41.7
専門的及び類似職業従事者，管理者，経営者	409	38.0
事務員	815	41.9
販売従事者	111	30.2
熟練工，半熟練工，労務者及び類似労働者	519	44.6
家事使用人	118	42.3
サービス業従事者(家事使用人を除く)	436	42.0
農業労働従事者	192	52.3

表M-8

働く母親：14才未満の子どもの数，別人数及び構成比

(人数単位：千人)

14才未満の子どもの数	総 数	
	人 数	%
計	6,292	100.0
1人	3,122	49.6
2人	1,692	26.9
3人	841	13.4
4人以上	637	10.1

表M-9

働く母親：14才未満の子どもの数，14-17才の子どもの有無別構成比
(人数単位：千人)

14才未満の子どもの数	計	14-17才 の子ども有り	14-17才 の子ども無し
計	6,297	2,300	3,997
構 成 比	100.0	100.0	100.0
1人	49.6	54.3	46.9
2人	26.9	24.7	28.2
3人	13.3	11.5	14.4
4人以上	10.1	9.5	10.5

表M-10

働く母親：14才未満の末子の年齢，14-17才の子どもの有無別構成比

(人数単位：千人)

14才未満の末子年齢	計	14-17才の 子どもあり	14-17才の 子どもなし
計	6,237	2,239	3,998
構 成 比	100.0	100.0	100.0
3才未満	20.8	7.5	28.2
3-5才	20.9	12.8	25.5
6-8才	20.7	20.8	20.7
9-13才	37.6	58.9	25.6

表M-11

働く母親：職種別全婦人雇用者及び調査対象者の人数及び構成比

(人数単位：千人)

職 種	全婦人雇用者 ¹		調査対象の母親	
	人 数	%	人 数	%
計	24,189	100.0	6,296	100.0
専門的及び類似職業従事者，管理者，経営者	4,543	18.8	1,087	17.3
事務員	7,702	31.8	1,967	31.2
販売業従事者	1,662	6.9	370	5.9
熟練工，半熟練工，労務者及び類似の労働者	3,989	16.5	1,164	18.5
家事使用人	2,174	9.0	295	4.7
サービス業従事者（家事使用人を除く）	3,651	15.1	1,046	16.6
農業労働従事者	466	1.9	367	5.8

¹ 資料出所：合衆国労働省労働統計局「雇用と所得」1965年3月。

表M-12

働く母親：全婦人労働者及び調査対象の働く母親の教育程度別人数及び構成比
(人数単位：千人)

教 育 程 度	全婦人労働者 ¹		調査対象働く母親	
	人 数	%	人 数	%
計	24,867	100.0	6,017	100.0
12年未満	9,378	37.7	1,975	32.8
12年	10,424	41.9	2,817	46.8
12年以上	5,065	20.4	1,225	20.4

¹ 資料出所：合衆国労働省労働統計局，特別労働報告No.65，1965年3月。

表M-13

働く母親：教育程度，年齢別構成比

(人数単位：千人)

教 育 程 度	25才以下	25-34才	35-44才	44才以上
計	505	2,172	2,454	886
構 成 比 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0
12年未満	22.6	30.7	35.0	37.9
12年	62.8	48.3	45.6	37.5
12年以上	14.7	21.0	19.4	24.6

表M-14

働く母親：教育程度，職種別構成比

(人数単位：千人)

職 種	計		12年 未 満	12年	12年 以 上
	人 数	%			
計	5,566	100.0	331	464	205
専門的及び類似職業従事者，管理者，経営者	971	100.0	76	295	629
事務員	1,747	100.0	128	680	192
販売業従事者	334	100.0	317	557	126
熟練工，半熟練工，労務者及び類似労働者	999	100.0	605	357	38
家事使用人	257	100.0	763	218	19
サービス業従事者（家事使用人を除く）	923	100.0	487	425	88
農業労働従事者	335	100.0	561	349	90

表M-15

働く母親：1964年の世帯収入（細目），配偶関係別人数及び構成比
（人数単位：千人）

世 帯 収 入	人 数		
	計	有 夫 者	死 離 別 者
計	5,805	4,901	904
1,000ドル未満	116	71	45
1,000-1,999ドル	245	149	96
2,000-2,999ドル	350	222	128
3,000-3,999ドル	530	347	183
4,000-5,999ドル	1,286	1,063	223
6,000-9,999ドル	2,180	2,002	178
10,000ドル以上	1,098	1,047	51
構 成 比（%）			
計	100.0	100.0	100.0
1,000ドル未満	2.0	1.4	5.0
1,000-1,999ドル	4.2	3.0	10.6
2,000-2,999ドル	6.0	4.5	14.2
3,000-3,999ドル	9.1	7.1	20.2
4,000-5,999ドル	22.2	21.7	24.7
6,000-9,999ドル	37.6	40.8	19.7
10,000ドル以上	18.9	21.4	5.6

表M-16

働く母親：1964年の世帯収入，年齢別構成比

（人数単位：千人）

年 令	計		3,000ドル未満	3,000-5,999ドル	6,000-9,999ドル	10,000ドル以上
	人 数	%				
計	5,807	100.0	12.6	31.2	37.3	18.9
25才未満	647	100.0	15.8	40.8	37.4	6.0
25-44才	4,329	100.0	11.3	30.7	38.0	19.9
25-34才	2,048	100.0	11.4	33.8	37.7	17.1
35-44才	2,281	100.0	11.3	27.9	38.4	22.4
45才以上	331	100.0	16.8	26.2	33.5	23.5

表M-17

働く母親：1964年の世帯収入，職種別構成比

（人数単位：千人）

職 種	計		3,000ドル未満	3,000-5,999ドル	6,000-9,999ドル	10,000ドル以上
	人 数	%				
計	5,800	100.0	12.2	31.3	37.6	18.9
専門的及び類似職業従事者，管理者，経営者	992	100.0	3.0	18.9	40.0	38.1
事務員	1,817	100.0	2.6	26.0	45.0	26.4
販売業従事者	347	100.0	12.1	28.0	47.3	12.7
熟練工，半熟練工，労働者及び類似労働者	1,065	100.0	10.3	44.0	36.1	9.6
家事使用人	279	100.0	45.9	36.9	14.3	2.9
サービス業従事者（家事使用人をのぞく）	959	100.0	19.0	37.9	35.3	7.8
農業労働従事者	341	100.0	48.7	37.0	11.1	3.2

表M-18

働く母親：1964年の世帯収入，教育程度別構成比

（人数単位：千人）

世 帯 収 入	教 育 程 度		
	12年未満	12年	12年以上
計	1,842	2,582	1,142
構 成 比（%）	100.0	100.0	100.0
3,000ドル未満	24.4	6.8	3.9
3,000-5,999ドル	39.0	30.9	19.3
6,000-9,999ドル	28.6	43.3	39.0
10,000ドル以上	8.0	19.1	37.8

表M-19

働く母親：就労理由、人種、配偶関係別構成比

(人数単位：千人)

就 労 理 由	有 夫 者	死 離 別 者
計	5,078	930
構 成 比(%)	100.0	100.0
経済上の理由	84.8	97.8
家計維持の必要	8.1	77.4
特別目標達成	10.4	0.8
そ の 他	66.3	19.7
非経済上の理由	15.2	2.2
家を外にしたい	2.4	0.9
技能を生かしたい	3.2	0.4
そ の 他	9.6	0.9

表M-20

働く婦人：1964年の世帯収入別人数及び就労理由別構成比

(人数単位：千人)

世 帯 収 入	計		経済上の理由	非経済上の理由
	人 数	%		
計	5,589	100.0	86.9	13.1
3,000ドル未満	676	100.0	97.0	3.0
3,000-5,999ドル	1,757	100.0	92.3	7.7
6,000-9,999ドル	2,098	100.0	84.3	15.7
10,000ドル以上	1,058	100.0	76.5	23.5

(人数単位：千人)

働く母親：就労理由、職種別構成比

職 種	計	経済上の理由				非経済上の理由			
		計	家計維持の必要	特別目標のため	その他	計	家を外にしたい	技能を生かしたい	その他
計	6,003	5,210	1,128	533	3,549	793	129	168	496
構 成 比 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的及び類似職業従事者、管理者、経営者	173	141	141	165	137	380	140	821	292
事務員	512	517	292	375	317	294	395	125	325
販売従事者	59	57	39	58	63	73	140	12	77
職工、半職工、労務者及び類似労働者	185	197	215	201	191	91	140	12	105
家事従事者	47	52	76	34	47	05	-	-	08
サービス従事者(家事従事者を除く)	16.6	17.0	19.0	15.4	16.7	13.4	17.1	3.0	15.9
農業労働従事者	5.8	6.5	4.8	1.3	7.8	2.4	1.6	-	3.4

表M-22

働く母親：教育程度，就労理由別構成比

(人数単位：千人)

教育程度	計		経済上の理由	非経済上の理由
	人数	%		
計	5,763	100.0	8.65	13.5
12年未満	1,878	100.0	92.6	7.4
12年	2,703	100.0	87.7	12.3
12年以上	1,182	100.0	74.2	25.8

表M-23

働く母親：1964年の世帯収入，就労理由別構成比

(人数単位：千人)

世帯収入	経済上の理由	非経済上の理由
計	4,855	75.4
構成比(%)	100.0	100.0
3,000ドル未満	13.5	2.7
3,000-5,999ドル	33.4	18.4
6,000-9,999ドル	36.4	45.0
10,000ドル以上	16.7	33.9

表M-24

働く母親：就労形態，配偶関係別構成比

(人数単位：千人)

配偶関係	計		フルタイム就労1		パートタイム就労2	
	人数	%	27-49週	50-52週	27-49週	50-52週
計	6,296	100.0	27.2	43.8	12.6	16.4
有夫者	5,308	100.0	27.8	40.7	14.0	17.5
死離別者	988	100.0	24.1	60.4	5.1	10.4

1. 週35時間以上就労 以下同じ

2. 週35時間未満就労 以下同じ

表M-25

働く母親：就労形態，年齢別構成比

(人数単位：千人)

年齢	フルタイム就労			パートタイム就労		
	計	27-49週	50-52週	計	27-49週	50-52週
計	4,254	1,600	2,654	1,763	762	1,001
構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
25才未満	9.5	15.1	6.1	5.8	8.3	3.9
25-34才	37.5	40.3	35.9	32.7	36.7	29.6
35-44才	39.4	33.6	43.0	44.1	39.6	47.5
45才以上	13.6	11.1	15.1	17.5	15.4	19.1

表M-26

働く母親：就労形態，末子の年齢別構成比

(人数単位：千人)

末子の年齢	フルタイム就労			パートタイム就労		
	計	27-49週	50-52週	計	27-49週	50-52週
計	4,444	1,702	2,742	1,792	774	1,018
構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3才未満	20.7	31.2	14.2	21.0	25.6	17.5
3-5才	20.9	20.6	21.1	20.9	20.4	21.3
6-8才	21.5	19.0	23.0	18.9	16.5	20.7
9-15才	36.9	29.3	41.7	39.2	37.5	40.5

表M-27

働く母親：就労形態 子どもの数別構成比

(人数単位：千人)

子どもの数	フルタイム就労			パートタイム就労		
	計	27-49週	50-52週	計	27-49週	50-52週
計	4,254	1,600	2,654	1,763	762	1,001
構成比%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
子ども1人	51.8	47.1	54.7	42.5	42.9	42.3
2人	27.0	27.0	27.0	26.9	25.6	28.0
3人	12.3	14.5	11.0	16.4	16.3	16.5
4人以上	8.8	11.4	7.3	14.1	15.2	13.3

表M-28

働く母親：就労形態，職種別構成比

(人数単位：千人)

職 種	フルタイム就労			パートタイム就労		
	計	27-49週	50-52週	計	27-49週	50-52週
計	4,471	1,712	2,759	1,825	793	1,032
構成比%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的及び類似職業従事者，管理者，経営者	17.3	18.5	18.0	18.2	20.9	10.5
事務員	31.2	25.0	38.8	33.5	21.1	29.2
販売業従事者	5.9	4.4	4.1	4.2	11.9	8.3
熟練工，半熟練工，労務者及び類似労働者	18.5	27.8	21.1	23.6	7.1	4.9
家事使用人	4.7	2.9	2.8	2.8	8.1	10.3
サービス業従事者（家事使用人を除く）	16.6	18.8	13.5	15.5	24.7	15.1
農業労働従事者	5.8	2.6	1.8	2.1	6.3	21.7

表M-29

働く母親：就労形態，教育程度別構成比

(人数単位：千人)

受給終了年限	フルタイム就労			パートタイム就労		
	計	27-49週	50-52週	計	27-49週	50-52週
計	4,254	1,600	2,654	1,763	762	1,001
構成比%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
12年未満	33.0	37.0	30.6	32.4	28.6	35.4
12年	47.5	40.3	51.8	45.3	45.0	45.4
12年以上	19.5	22.7	17.6	22.3	26.4	19.3

表M-30

働く母親：職種別，就労形態別構成比

職 種	計		フルタイム	パートタイム
	人数	%		
計	6,296	100.0	710	290
専門的及び類似職業従事者，管理者，経営者	1,087	100.0	74.8	25.2
事務員	1,967	100.0	76.2	23.8
販売業従事者	370	100.0	51.4	48.6
熟練工，半熟練工，労務者及び類似労働者	1,164	100.0	90.8	9.2
家事使用人	295	100.0	42.4	57.6
サービス業従事者（家事使用人を除く）	1,046	100.0	66.3	33.7
農業労働従事者	367	100.0	25.3	74.7

表M-31

働く母親：就労週、年令別構成比

(人数単位：千人)

年 令	計		50-52週	27-49週
	人 数	%		
計	6,017	100.0	60.7	39.3
25才未満	505	100.0	39.8	60.2
25-34才	2,172	100.0	57.5	42.5
35-44才	2,454	100.0	65.8	34.2
45才以上	886	100.0	66.7	33.3

表M-32

働く母親：末子の年令，就労週別構成比

(人数単位：千人)

末子の年令	計	50-52週	27-49週
計	6,236	3,760	2,476
構 成 比 (%)	100.0	100.0	100.0
3才未満	238	15.0	29.4
3-5才	209	21.2	20.5
6-8才	208	22.4	18.2
9-13才	375	41.4	31.9

表M-33

保育費を支払っている働く母親：週当り保育費，1964年の世帯収入

配偶関係別構成比

(人数単位：千人)

週当り保育費	計	3,000ドル未満	3,000~5,999ドル	6,000~9,999ドル	10,000ドル以上
計	1,356	123	426	523	284
構 成 比 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2ドル未満	0.6	3.3	0.5	—	0.7
2-4ドル	6.4	17.1	3.8	7.3	4.2
5-9ドル	20.3	15.4	26.1	17.4	19.0
10-19ドル	54.0	53.7	57.5	58.7	40.1
20ドル以上	18.7	10.6	12.2	16.6	35.9
有 夫 者					
計	1,150	57	335	485	273
構 成 比 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2ドル未満	0.5	3.5	0.6	—	0.7
2-4ドル	6.1	14.0	4.8	7.0	4.4
5-9ドル	21.0	12.3	29.0	17.3	19.8
10-19ドル	54.2	63.2	56.4	60.0	39.2
20ドル以上	18.2	7.0	9.3	15.7	35.9
死 離 別 者					
計	206	66	91	38	11
構 成 比 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2ドル未満	1.0	3.0	—	—	—
2-4ドル	8.3	12.7	—	10.5	—
5-9ドル	16.0	18.2	15.4	18.4	—
10-19ドル	52.9	45.5	61.5	42.1	63.6
20ドル以上	21.8	13.6	23.1	28.9	36.4

表M-34

働く母親：職種、通当り保育時間（最長のものにして）別構成比

（人数単位：千人）

職 種	計	5時間 未満	5-9 時 間	10-14 時 間	15-19 時 間	20-29 時 間	30-39 時 間	40-49 時 間	50時間 以上
計	4245	283	821	707	393	407	327	1085	222
構 成 比 (%)	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
専門的及び類似職業従事者、管理者、経営者	154	180	162	160	160	174	122	148	90
事務員	346	329	369	338	310	305	355	346	432
販売業従事者	57	71	57	82	79	96	34	27	23
熟練工、半熟練工、労働者及び類似労働者	227	205	252	180	204	150	162	297	248
家事従事者	45	67	50	61	48	44	43	30	27
サービス業従事者（家事従事者を除く）	154	120	94	151	188	201	272	142	171
農業労働従事者	17	28	16	28	10	29	12	10	09

表M-35

有次の結婚婦人：子どもの有無、子どもの年令別、1948-66年の
合衆国労働力及び労働力率¹

（人数単位：千人）

年 月	計	労働力 人 口		
		18才以下の 子どもなし	6-17才の子 どものみある	6才未満の子どもあり 6-17才の子 どもあり
1948年4月	7,553	4,400	1,927	1,226
1949年4月	7,959	4,544	2,130	1,285
1950年4月	8,550	4,946	2,205	1,399
1951年4月	9,086	5,016	2,400	1,670
1952年4月 ²	9,222	5,042	2,492	1,688
1953年4月	9,763	5,130	2,749	1,884
1954年4月	9,923	5,096	3,019	1,808
1955年4月	10,423	5,227	3,183	2,012
1956年3月	11,126	5,694	3,384	2,048
1957年3月	11,529	5,805	3,517	2,208
1958年3月	11,826	5,713	3,714	2,399
1959年3月	12,205	5,679	4,055	2,471
1960年3月 ²	12,253	5,692	4,087	2,474
1961年3月	13,266	6,186	4,419	2,661
1962年3月 ²	13,485	6,156	4,445	2,884
1963年3月	14,061	6,366	4,689	3,006
1964年3月	14,461	6,545	4,866	3,050
1965年3月	14,708	6,755	4,836	3,117
1966年3月	15,178	7,043	4,949	3,186
1948年4月	7,553	4,400	1,927	1,226
1949年4月	7,959	4,544	2,130	1,285
1950年4月	8,550	4,946	2,205	1,399
1951年4月	9,086	5,016	2,400	1,670
1952年4月 ²	9,222	5,042	2,492	1,688
1953年4月	9,763	5,130	2,749	1,884
1954年4月	9,923	5,096	3,019	1,808
1955年4月	10,423	5,227	3,183	2,012
1956年3月	11,126	5,694	3,384	2,048
1957年3月	11,529	5,805	3,517	2,208
1958年3月	11,826	5,713	3,714	2,399
1959年3月	12,205	5,679	4,055	2,471
1960年3月 ²	12,253	5,692	4,087	2,474
1961年3月	13,266	6,186	4,419	2,661
1962年3月 ²	13,485	6,156	4,445	2,884
1963年3月	14,061	6,366	4,689	3,006
1964年3月	14,461	6,545	4,866	3,050
1965年3月	14,708	6,755	4,836	3,117
1966年3月	15,178	7,043	4,949	3,186

勞 働 力 率 (%)						
1948年4月	22.0	28.4	24.0	10.8	9.2	12.7
1949年4月	22.5	28.7	27.3	11.0	10.0	12.2
1950年4月	23.8	30.3	28.3	11.9	11.2	12.6
1951年4月	25.2	31.0	30.3	14.0	13.6	14.6
1952年4月	25.5	30.9	31.1	13.9	13.7	14.1
1953年4月	26.5	31.2	32.2	15.5	15.8	15.2
1954年4月	26.6	31.6	33.2	14.9	14.3	15.5
1955年4月	27.7	32.7	34.7	16.2	15.1	17.3
1956年3月	29.0	35.3	36.4	15.9	15.6	16.1
1957年3月	29.6	35.6	36.6	17.0	15.9	17.9
1958年3月	30.2	35.4	37.6	18.2	18.4	18.1
1959年3月	30.9	35.2	39.8	18.7	18.3	19.0
1960年3月	30.5	34.7	39.0	18.6	18.2	18.9
1961年3月	32.7	37.3	41.7	20.0	19.6	20.3
1962年3月	32.7	36.1	41.8	21.3	21.1	21.5
1963年3月	33.7	37.4	41.5	22.6	22.4	22.5
1964年3月	34.4	37.8	43.0	22.7	23.6	21.9
1965年3月	34.7	38.3	42.7	23.3	23.8	22.8
1966年3月	35.4	38.4	43.7	24.2	24.0	24.5

資料出所 - 合衆国労働省

1. 労働力人口の割合
2. 厳密には前年と比較不能

「c-」表：子どもに関するもの

表C-1

働く母親の子ども：子どもの年令、母親の就労形態別人数及び構成比
(人数単位：千人)

年 令	計		フルタイムで働く母 親の子ども		パートタイムで働く 母親の子ども	
	人 数	%	人 数	%	人 数	%
14才未満計	12287	100.0	8315	100.0	3972	100.0
6才未満	3794	30.9	2561	30.8	1233	31.0
3才未満	1494	12.2	1024	12.3	470	11.8
3～5才	2300	18.7	1537	18.5	763	19.2
6～13才	8492	69.1	5753	69.2	2739	69.0
6～8才	2816	22.9	1903	22.9	913	23.0
9～11才	3274	26.7	2202	26.5	1073	27.0
12～13才	2402	19.6	1648	19.8	753	19.0

注) 本節の表及び次節の表(「C-」表及び「A-」表)の各項目の数字の差異は、各々の項目に無答だったものによる差である。これらの差異についての調整はなされなかったが、それはほとんどの場合わずかなものである。

うわわけの合計は一実数でも比率でも一計、構成項目とも端数を丸めたので総計に一致しない。

表C-2

働く母親の子ども：子どもの年令、1964年
に母親が働いた週別、人数及び構成比

(人数単位：千人)

年 令	計		母親の働いた週数			
	人 数	%	27~49週		50~52週	
			人 数	%	人 数	%
14才未満計	12,287	100.0	5,102	41.5	7,185	58.5
6才未満	3,794	100.0	1,873	49.4	1,921	50.6
6~13才	8,493	100.0	3,246	38.2	5,247	61.8

表C-3

働く母親の子ども：年令、母親の
配偶関係、世帯上の地位別人数及び構成比

(人数単位：千人)

年 令	全 体		兄 弟 別			
	有 天 者		世 帯 主		非 世 帯 主	
	人 数	%	人 数	%	人 数	%
14才未満計	10,487	100.0	1,481	100.0	318	100.0
6才未満	3,306	31.5	347	23.4	141	44.3
6~13才	7,181	68.5	1,134	76.6	177	55.7

表C-4

働く母親の子ども：母親の教育程度別、人数及び構成比
(人数単位：千人)

母親の教育程度	人 数	%
計	12,287	100.0
ハイ・スクール4年未満終了	4,484	36.5
ハイ・スクール卒業	5,466	44.5
カレッジ1年以上終了	2,337	19.0

表C-5

働く母親の子ども：子どもの年令、母親の職業別人数及び構成比
(人数単位：千人)

年 令	母 親 の 職 業					
	計	専門的及び 類似職業従 事者、管理 者、経営者	販売、事務 及び類似勞 働者	熟練工、半 熟練工勞務 者及び類似 労働者	サービス業 従事者(家 庭使用人を 含む)	農業労働 従事者
14才未満計	12,287	1,881	4,121	2,316	2,961	1,010
6才未満	3,794	574	1,255	743	904	337
3才未満	1,494	230	531	273	349	138
3~5才	2,300	344	724	470	555	199
6~13才	8,493	1,307	2,866	1,573	2,057	673
6~8才	2,816	432	938	523	676	248
9~11才	3,274	488	1,091	629	807	252
12~13才	2,403	387	837	421	574	173
構 成 比 (%)						
14才未満計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
6才未満	30.9	30.5	30.5	32.0	30.5	33.3
3才未満	12.2	12.3	12.9	11.8	11.8	13.7
3~6才	18.7	18.3	17.5	20.3	18.7	19.6
6~13才	69.1	69.5	69.5	68.0	69.5	66.7
6~8才	22.9	22.9	22.8	22.6	22.8	24.6
9~11才	26.7	26.0	26.4	27.2	27.3	24.9
12~13才	19.6	20.6	20.3	18.2	19.4	17.2

表C-8

働く母親の子ども：母親の配偶関係、
子どもの年齢、世帯収入別人数及び構成比

(人数単位：千人)

母親の配偶関係 及び子どもの年齢	計	3,000ド ル未満	3,000～ 5,999ドル	6,000～ 9,999ドル	10,000ドル 以上
有夫者 計	10,487	1,185	3,138	4,150	2,014
6才未満	3,306	390	1,110	1,267	540
6～13才	7,181	795	2,028	2,883	1,474
死離別者 計	1,800	670	743	306	81
6才未満	488	213	166	84	25
6～13才	1,312	457	577	222	56
有夫者 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
6才未満	31.5	32.9	35.4	30.5	26.8
6～13才	68.5	67.1	64.6	69.5	73.2
構 成 比 (%)					
死離別者 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
6才未満	27.1	31.8	22.3	27.5	30.9
6～13才	72.9	68.2	77.7	72.5	69.1

表C-9

働く母親の子ども：世帯収入、人種、母親の配偶関係別人数及び構成比

(人数単位：千人)

世帯収入	計				白人				非白人			
	有夫者		死離別者		有夫者		死離別者		有夫者		死離別者	
	計	有夫者	計	死離別者	計	有夫者	計	死離別者	計	有夫者	計	死離別者
計	12,287	10,487	1,800	1800	10,056	8,894	1,162	2,231	1,593	1,593	2,231	638
3,000ドル未満	1,855	1,185	670	670	973	708	265	882	477	477	405	405
3,000～5,999ドル	3,881	3,138	743	743	3,180	2,609	571	701	529	529	172	172
6,000～9,999ドル	4,456	4,150	306	306	3,975	3,711	264	481	439	439	42	42
10,000ドル以上	2,095	2,014	81	81	1,928	1,866	62	167	148	148	19	19
構 成 比 (%)												
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3,000ドル未満	15.1	11.3	37.2	37.2	9.7	8.0	22.8	29.9	29.9	29.9	63.5	63.5
3,000～5,999ドル	31.6	29.9	41.3	41.3	31.6	29.3	49.1	33.2	33.2	33.2	27.0	27.0
6,000～9,999ドル	36.3	39.6	17.0	17.0	39.5	41.7	22.7	27.6	27.6	27.6	6.6	6.6
10,000ドル以上	17.0	19.2	4.5	4.5	19.2	21.0	5.3	9.3	9.3	9.3	3.0	3.0

表 C-10

働く母親の子ども：家族内の14才未満の子どもの数、世帯収入別
人数及び構成比
(人数単位：千人)

家族内の14才未満の子どもの数	世帯収入				
	計	3,000ドル未満	3,000～5,999ドル	6,000～9,999ドル	10,000ドル以上
計	12,287	1855	3881	4456	2095
子ども 1人	2943	288	908	1129	619
“ 2人	3536	399	1101	1323	714
“ 3人	2669	324	929	968	447
“ 4人以上	3139	844	942	1035	314
計 %	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
構 成 比 (%)					
“ 1人	24.0	15.5	23.4	25.3	29.5
“ 2人	28.8	21.5	28.4	29.7	34.1
“ 3人	21.7	17.5	24.0	21.7	21.4
“ 4人以上	25.6	45.5	24.3	23.2	15.1

表 C-11

働く母親の子ども：母親の職業、世帯収入別人数及び構成比
(人数単位：千人)

母親の職業	世帯収入				
	計	3,000ドル未満	3,000～5,999ドル	6,000～9,999ドル	10,000ドル以上
計	12,287	1855	3881	4456	2095
専門的及び類似職業従事者、管理者、経営者	1881	51	392	755	683
販売、事務及び類似労働者	4121	151	1058	1918	991
熟練工、半熟練工労働者及び類似労働者	2315	282	993	820	221
サービス業従事者、家事使用人を含む	2961	856	1078	860	167
農業労働従事者	1010	519	361	102	32
構 成 比 (%)					
計 %	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的及び類似職業従事者、管理者、経営者	15.3	2.8	10.1	17.0	32.6
販売、事務及び類似労働者	33.5	8.1	27.3	43.1	47.3
熟練工、半熟練工労働者及び類似労働者	18.8	15.2	25.6	18.4	10.5
サービス業従事者、家事使用人を含む	24.1	46.0	27.8	19.3	8.0
農業労働従事者	8.2	27.9	9.3	2.3	1.5

1. 保育の重要性
 2. 保育の役割
 3. 保育の現状
 4. 保育の課題
 5. 保育の展望
 6. 保育の重要性
 7. 保育の役割
 8. 保育の現状
 9. 保育の課題
 10. 保育の展望
 11. 保育の重要性
 12. 保育の役割
 13. 保育の現状
 14. 保育の課題
 15. 保育の展望
 16. 保育の重要性
 17. 保育の役割
 18. 保育の現状
 19. 保育の課題
 20. 保育の展望
 21. 保育の重要性
 22. 保育の役割
 23. 保育の現状
 24. 保育の課題
 25. 保育の展望
 26. 保育の重要性
 27. 保育の役割
 28. 保育の現状
 29. 保育の課題
 30. 保育の展望
 31. 保育の重要性
 32. 保育の役割
 33. 保育の現状
 34. 保育の課題
 35. 保育の展望
 36. 保育の重要性
 37. 保育の役割
 38. 保育の現状
 39. 保育の課題
 40. 保育の展望
 41. 保育の重要性
 42. 保育の役割
 43. 保育の現状
 44. 保育の課題
 45. 保育の展望
 46. 保育の重要性
 47. 保育の役割
 48. 保育の現状
 49. 保育の課題
 50. 保育の展望
 51. 保育の重要性
 52. 保育の役割
 53. 保育の現状
 54. 保育の課題
 55. 保育の展望
 56. 保育の重要性
 57. 保育の役割
 58. 保育の現状
 59. 保育の課題
 60. 保育の展望
 61. 保育の重要性
 62. 保育の役割
 63. 保育の現状
 64. 保育の課題
 65. 保育の展望
 66. 保育の重要性
 67. 保育の役割
 68. 保育の現状
 69. 保育の課題
 70. 保育の展望
 71. 保育の重要性
 72. 保育の役割
 73. 保育の現状
 74. 保育の課題
 75. 保育の展望
 76. 保育の重要性
 77. 保育の役割
 78. 保育の現状
 79. 保育の課題
 80. 保育の展望
 81. 保育の重要性
 82. 保育の役割
 83. 保育の現状
 84. 保育の課題
 85. 保育の展望
 86. 保育の重要性
 87. 保育の役割
 88. 保育の現状
 89. 保育の課題
 90. 保育の展望
 91. 保育の重要性
 92. 保育の役割
 93. 保育の現状
 94. 保育の課題
 95. 保育の展望
 96. 保育の重要性
 97. 保育の役割
 98. 保育の現状
 99. 保育の課題
 100. 保育の展望

「A-」表：保育に関するもの

表A-1 保育：保育方法、母親の就労形態別子どもの人数及び構成比
(人数単位：千人)

保 育	計		フルタイムで働く母親の子ども		パートタイムで働く母親の子ども	
	人 数	%	人 数	%	人 数	%
計	12287	100.0	8315	100.0	3972	100.0
自宅での保育	5592	45.5	4099	49.3	1493	37.6
父 親	1828	14.9	1144	13.8	684	17.2
その他の身内	2607	21.2	2013	24.2	595	15.0
13才未満	91	0.7	53	0.6	37	0.9
13～15才	479	3.9	344	4.1	135	3.4
16～17才	552	4.5	405	4.9	147	3.7
18～64才	1044	8.5	862	10.4	183	4.6
65才以上	440	3.6	348	4.2	92	2.3
他人(子どもの世話だけする。)	581	4.7	429	5.2	153	3.8
他人(家事雑用もする)	575	4.7	513	6.2	62	1.6
自宅外での家庭保育	1933	15.7	1637	19.7	296	7.5
身 内	953	7.8	801	9.6	153	3.8
他 人	979	8.0	836	10.1	143	3.6
そ の 他						
保育所での保育	265	2.2	239	2.9	27	0.7
子どもが自分で処理する。	994	8.1	800	9.6	194	4.9
母親が働きながら世話する。	1594	13.0	575	6.9	1020	25.7
子どもが学校に行っている間だけ働く	1847	15.0	917	11.0	930	23.4
そ の 他	63	0.5	50	0.6	13	0.3

表A-2

保育：保育方法、子どもの年令別、フルタイムで働く母親の子どもの構成比

保 育 方 法	計	6 才 未 満			6 才 以 上		
		計	3才未満	3～5才	計	6～11才	12～13才
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
自宅での保育	49.3	47.2	46.0	48.1	49.9	52.6	43.1
父 親	13.8	10.3	9.5	10.8	15.3	15.5	14.9
その他の身内	24.2	18.4	18.6	18.3	26.4	27.0	24.9
16才未満	4.7	1.0	0.6	1.3	6.5	6.7	5.9
16才以上	19.5	17.4	18.0	17.1	20.0	20.4	19.0
他人(子どもの世話だけする)	5.2	9.3	8.7	9.7	3.3	4.1	1.1
他人(家事雑用もする)	6.2	9.2	9.1	9.3	4.9	5.9	2.3
自宅外での家庭保育	19.7	37.3	41.7	34.3	12.1	14.6	5.9
身 内	9.6	17.6	22.0	14.8	6.2	6.9	4.3
他 人	10.1	19.6	19.8	19.5	5.9	7.7	1.5
そ の 他	2.9	7.7	4.8	9.7	0.7	0.8	0.4
保育所での保育	9.6	0.3	0.2	0.3	13.8	9.6	24.2
子どもが自分で処理する	6.9	6.7	6.4	6.9	7.1	7.0	7.3
母親が働きながら世話をする	11.0	0.5	—	0.8	15.7	14.8	18.2
子どもが学校に行っている間だけ働く	0.6	0.4	1.0	—	0.7	0.7	0.8
そ の 他							

表A-3 保育：保育方法、子どもの年令別パートタイムで働く母親の子どもの構成比 (単位：%)

保 育 方 法	計	6 才 未 満			6 才 以 上		
		計	3才未満	3～5才	計	6～11才	12～13才
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
自宅での保育	37.6	47.0	45.2	48.1	32.9	35.1	27.1
父 親	17.2	22.9	20.2	24.5	14.6	15.2	13.0
その他の身内	15.0	15.6	16.2	15.1	14.5	15.4	12.2
16才未満	4.3	4.5	3.7	5.0	4.2	5.0	2.2
16才以上	10.6	11.0	12.5	10.1	10.3	10.4	10.0
他人(子どもの世話だけする)	3.8	6.4	5.7	4.8	2.8	3.2	1.6
他人(家事雑用もする)	1.6	2.2	3.1	1.8	1.1	1.4	0.3
自宅外での家庭保育	7.5	17.0	19.7	15.4	3.2	3.5	2.6
身 内	3.8	9.1	9.4	8.9	1.6	1.7	1.2
他 人	3.6	7.9	10.3	6.5	1.6	1.8	1.4
そ の 他							
保育所での保育	0.7	1.2	0.9	1.5	0.2	0.2	0.3
子どもが自分で処理する	4.9	0.9	0.9	1.0	6.8	4.5	12.9
母親が働きながら世話をする	25.7	32.3	33.3	31.6	22.6	23.9	19.3
子どもが学校へ行っている間だけ働く	23.4	1.5	—	2.4	33.7	32.3	37.3
そ の 他	0.3	—	—	—	0.5	0.5	0.6

表A-4

保育：保育方法、母親の配偶関係、母親の就労形態別子どもの構成比
(単位：%)

保 育 方 法	有 夫 者			死 離 別 者		
	計	フルタイムで働く母親の子ども	パートタイムで働く母親の子ども	計	フルタイムで働く母親の子ども	パートタイムで働く母親の子ども
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
自宅での保育	44.9	49.4	36.6	48.9	48.9	48.6
父 親	17.4	16.7	18.7	0.4	0.3	1.2
その他の身内	18.1	21.0	12.6	39.4	39.0	41.5
16才未満	4.0	4.0	4.0	8.2	8.3	7.7
16才以上	14.0	17.0	8.6	31.2	30.7	33.8
他 人	9.5	11.7	5.3	9.0	9.7	5.9
子どもの世話だけする	4.6	5.1	3.7	5.6	5.6	5.9
家事雑用もする	4.9	6.6	1.7	3.4	4.1	—
自宅外での家庭保育	15.3	19.4	7.5	18.5	21.0	7.1
身 内	7.8	10.0	3.7	7.5	8.1	5.0
他 人	7.5	9.4	3.7	11.0	12.9	2.2
そ の 他						
保育所でする保育	1.9	2.7	0.4	3.6	3.6	3.4
子どもが自分で処理する	7.3	8.9	4.3	12.6	12.8	11.5
母 親	30.1	19.0	50.8	16.1	13.1	29.4
働きながら世話する	14.2	7.5	26.9	5.7	4.3	12.1
子どもが学校へ行っている間だけ働く	15.8	11.5	24.0	10.4	8.9	17.3
そ の 他	0.5	0.6	0.4	0.5	0.6	—

表A-5

保育：保育方法、家族内の14才未満の子どもの数別子どもの構成比
(人数単位：千人)

保 育 方 法	子ども1人	子ども2人 または3人	子ども4人 以 上
計	100.0	100.0	100.0
自宅での保育	36.0	45.5	53.1
父 親	10.7	16.1	17.0
その他の身内	20.3	18.3	25.4
16才未満	3.5	3.8	7.1
16才以上	16.9	14.5	18.3
他 人	5.0	11.2	10.7
子どもの世話だけする	2.1	5.6	6.5
家事雑用もする	3.0	5.6	4.2
自宅外での家庭保育	21.1	15.7	11.6
身 内	9.9	7.3	6.9
他 人	11.2	8.4	4.7
そ の 他			
保育所でする保育	3.5	2.2	0.5
子どもが自分で処理する	10.5	7.4	7.6
母 親	28.0	28.7	27.1
働きながら世話する	10.0	13.0	15.8
子どもが学校へ行っている間だけ働く	17.9	15.7	11.3
そ の 他	0.9	0.6	0.1

表A-6 保育：保育方法、母親の教育程度別子どもの人数及び構成比
(人数単位：千人)

保 育 方 法	ハイスクール4 年以下終了		ハイスクール 卒業		カレッジ1年終 了以上	
	人 数	%	人 数	%	人 数	%
計	4,484	100.0	5,466	100.0	2,336	100.0
自宅での保育	2,185	48.7	2,502	45.8	891	38.1
父 親	692	15.4	900	16.5	245	10.5
その他の身内	1,252	27.9	1,026	18.8	316	13.5
16才未満	305	6.8	215	3.9	64	2.7
16才以上	947	21.1	812	14.9	252	10.8
他 人	241	5.4	575	10.5	330	14.1
子どもの世話だけする	128	2.9	303	5.5	150	6.4
家事雑用もする	113	2.5	272	5.0	180	7.7
自宅外での家庭保育	651	14.5	930	17.0	287	12.3
身 内	394	8.8	424	7.8	105	4.5
他 人	257	5.7	506	9.3	182	7.8
そ の 他						
保育所での保育	46	1.0	137	2.5	64	2.7
子どもが自分で処理する	429	9.6	427	7.8	140	6.0
母 親	1,165	26.0	1,429	26.1	943	40.4
母親が働きながら世話する	647	14.4	642	11.7	334	14.3
子どもが学校へ行っている間だけ働く	518	11.6	787	14.4	609	26.1
そ の 他	6	0.1	41	0.8	12	0.5

表A-7 保育：保育方法、母親の職業別子どもの構成比
(単位：%)

保 育 方 法	専門的職業 従事者、管 理者、経営 者	販売、事務 及び類似労働者	熟練工、半 熟練工、労働者 及び類似労働者	サービス 従事者、家事使用 人を含む	農業労働 従事者
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
自宅での保育	44.0	46.8	50.8	51.5	12.4
父 親	15.4	15.3	15.6	17.6	2.3
その他の身内	12.6	20.3	26.0	28.7	8.3
16才未満	2.0	4.2	5.3	6.4	4.7
16才以上	10.6	16.0	20.6	22.3	3.6
他 人	16.0	11.1	9.3	5.3	1.8
子どもの世話だけする	6.8	4.6	5.4	4.2	1.1
家事雑用もする	9.2	6.5	3.9	1.1	0.7
自宅外での家庭保育	11.2	17.7	24.5	12.9	4.2
身 内	4.0	8.2	13.7	6.6	2.9
他 人	7.2	9.6	10.8	6.3	1.3
そ の 他					
保育所での保育	2.8	3.1	2.0	1.3	—
子どもが自分で処理する	5.5	8.9	9.6	6.7	10.4
母 親	35.8	22.8	12.9	27.2	72.1
働きながら世話する	11.1	8.7	3.4	9.6	66.5
子どもが学校へ行っている間だけ働く	24.7	14.1	9.5	17.6	5.6
そ の 他	0.8	0.6	0.3	0.2	0.9

表A-8

保育：保育方法、世帯収

入別子どもの人数及び構成比

(人数単位：千人)

保 育 方 法	計		3,000ドル未満	
	人 数	%	人 数	%
計	12,287	100.0	1,855	100.0
自宅での保育	5,592	45.5	743	40.1
父 親	1,828	14.9	137	7.4
その他の身内	2,607	21.2	509	27.4
16才未満	570	4.6	106	5.7
16才以上	2,037	16.6	403	21.7
他 人	1,156	9.4	97	5.2
子どもの世話だけする	581	4.7	73	3.9
家事雑用もする	575	4.7	24	1.3
自宅外での家庭保育	1,933	15.7	299	16.2
身 内	953	7.8	166	9.0
他 人	979	8.0	133	7.2
そ の 他				
保育所での保育	265	2.2	28	1.5
子どもが自分で処理する	994	8.1	196	10.6
母 親	3,441	28.0	582	31.4
働いている間も世話する	1,594	13.0	383	20.7
子どもが学校へ行っている間だけ働く	1,847	15.0	199	10.8
そ の 他	63	0.5	4	0.2

3,000ドル～5,999ドル		6,000～9,999ドル		10,000ドル以上	
人 数	%	人 数	%	人 数	%
3,881	100.0	4,456	100.0	2,095	100.0
1,637	42.2	2,202	49.4	958	45.7
591	15.2	858	19.3	264	12.6
779	20.1	858	19.3	364	17.4
198	5.1	204	4.6	55	2.6
581	15.0	654	14.7	309	14.7
267	6.9	486	10.9	329	15.7
164	4.2	260	5.8	118	5.7
103	2.7	226	5.1	211	10.1
753	19.4	662	14.9	260	12.4
379	9.8	329	7.4	97	4.7
374	9.6	333	7.5	163	7.8
93	2.4	74	1.7	55	2.6
312	8.0	338	7.6	151	7.2
1,075	27.7	1,147	25.8	653	31.2
566	14.6	402	9.0	246	11.7
509	13.1	745	16.7	407	19.4
11	0.3	33	0.7	18	0.8

表A-9

保育：保育方法、母親の配偶関係、

保 育 方 法	有			
	計		3,000 ドル未満	
	人 数	%	人 数	%
計	10,487	100.0	1185	100.0
自宅での保育	4,704	44.9	397	33.5
父 親	1,821	17.4	140	11.9
その他の身内	1,891	18.1	224	18.9
16才未満	421	4.0	63	5.4
16才以上	1,470	14.0	161	13.6
他 人	992	9.5	32	2.7
子どもの世話だけする	479	4.6	32	2.7
家事雑用もする	513	4.9	—	—
自宅外での家庭保育	1,597	15.3	173	14.6
身 内	817	7.8	111	9.4
他 人	780	7.5	62	5.3
そ の 他				
保育所での保育	201	1.9	7	0.6
子どもが自分で処理する	765	7.3	114	9.7
母 親	3,149	30.1	494	41.7
働いている間も世話する	1,491	14.2	339	28.6
子どもが学校へ行っている間だけ働く	1,658	15.8	155	13.1
そ の 他	53	0.5	—	—

世帯収入別子どもの人数及び構成比

(人数単位：千人)

夫 妻					
3,000～5,999ドル		6,000～9,999ドル		10,000ドル以上	
人 数	%	人 数	%	人 数	%
3,138	100.0	4,150	100.0	2,014	100.0
1,287	41.0	2,046	49.3	911	45.2
579	18.5	869	21.0	259	12.8
504	16.1	724	17.4	328	16.3
141	4.5	175	4.2	55	2.7
363	11.6	549	13.2	273	13.6
203	6.5	452	10.9	324	16.1
115	3.7	246	5.9	119	5.9
88	2.8	206	5.0	205	10.2
620	19.8	605	14.6	247	12.3
334	10.7	301	7.3	90	4.5
286	9.1	304	7.3	157	7.8
72	2.3	65	1.6	57	2.9
203	6.5	294	7.1	146	7.3
950	30.3	1,121	27.0	633	31.4
532	17.0	407	9.8	250	12.4
418	13.3	714	17.2	383	19.0
6	0.2	19	0.5	19	1.0

表A-9

保育：保育：保育方法、母親の配偶関係、

世帯収入別子どもの人数及び構成比

(人数単位：%)

保 育 方 法	死 離			
	計		3000ドル未満	
	人 数	%	人 数	%
計	1800	100.0	670	100.0
自宅での保育	888	48.9	337	50.3
父 親	8	0.4	—	—
その他の身内	716	39.4	266	39.7
16才未満	149	8.2	37	5.5
16才以上	567	31.2	229	34.2
他 人	164	9.0	71	10.6
子どもの世話だけする	102	5.6	45	6.7
家事雑用もする	62	3.4	26	3.9
自宅外での家庭保育	336	18.5	124	18.6
身 内	136	7.5	56	8.3
他 人	200	11.0	69	10.3
そ の 他				
保育所でする保育	65	3.6	32	4.8
子どもが自分で処理する	228	12.6	69	10.3
母 親	292	16.1	106	15.8
働いている間も世話する	103	5.7	56	8.3
子どもが学校へ行っている間だけ働く	189	10.4	50	7.4
そ の 他	9	0.5	2	0.4

別		者			
3000-5999 ドル		6000-9999 ドル		10000 ドル以上	
人 数	%	人数数	%	人 数	%
743	100.0	306	100.0	81	100.0
315	42.4	159	52.0	45	55.4
7	0.9	—	—	2	3.1
235	31.7	130	42.4	30	36.9
68	9.1	29	9.6	—	—
168	22.6	100	32.8	30	36.9
72	9.7	29	9.6	12	15.4
54	7.3	12	4.1	2	3.1
18	2.5	17	5.5	10	12.3
149	20.1	52	17.0	10	12.3
49	6.7	20	6.6	2	3.1
100	13.5	32	10.3	7	9.2
25	3.4	10	3.3	2	3.1
118	15.9	29	9.6	9	10.8
132	17.8	51	16.6	15	18.5
39	5.3	15	4.8	—	—
93	12.5	36	11.8	15	18.5
3	0.5	5	1.5	—	—

表A-10

保育：保育方法、家族内の14才未満の

保 育 方 法	子　　と　　も　　1　　人				子
	3,000ドル	3,000～	6,000～	10,000	
	未　満	5,999ドル	9,999ドル	ドル以上	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
自宅での保育	36.1	36.0	35.1	37.8	30.1
父　　親	10.2	10.6	12.6	7.5	5.0
その他の身内	23.7	21.1	18.0	22.0	20.7
16才未満	1.9	4.3	2.9	4.1	3.5
16才以上	21.8	16.8	15.1	17.9	17.2
他　　人	2.3	4.3	4.5	8.4	4.5
子どもの世話だけをする	1.5	1.4	1.7	3.9	4.5
家事雑用もする	0.8	2.9	2.8	4.4	—
自宅外での家庭保育	19.9	22.3	22.8	16.9	21.3
身　　内	10.9	9.2	11.8	6.9	10.6
他　　人	9.0	13.1	11.0	10.0	10.6
その他					
集団保育センターでの保育	2.6	4.0	2.6	5.0	2.3
子どもが自分で処理する	11.7	8.8	11.7	10.3	11.2
母　　親	29.0	28.2	26.8	29.3	35.1
働いている間も世話する	19.6	11.2	8.5	6.8	23.1
子どもの通学時のみ働く	9.4	17.0	18.3	22.6	12.0
そ　　他	0.8	0.8	1.1	0.7	—

子どもの数、世帯収入別子どもの構成比

(単位：%)

子ども2人又は3人			子　　と　　も　　4　　人　　以　　上			
3,000～	6,000～	10,000ドル	3,000ドル	3,000～	6,000～	10,000ドル
5,999ドル	9,999ドル	以　上	未　満	5,999ドル	9,999ドル	以　上
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
42.8	51.8	47.3	48.9	47.5	60.0	58.4
15.9	20.8	13.9	8.5	18.6	22.3	17.5
19.6	12.1	13.0	33.8	20.6	22.5	26.9
4.1	4.5	2.1	8.7	8.3	6.4	1.8
15.5	14.5	10.9	25.0	12.2	16.2	25.2
7.3	12.0	20.4	6.7	8.3	15.2	14.0
4.5	7.0	5.4	4.1	6.4	7.7	9.8
2.9	5.0	15.0	2.6	2.0	7.5	4.2
18.2	14.4	10.4	10.5	18.2	7.0	10.1
8.5	6.8	4.3	7.1	12.6	3.3	1.4
9.8	7.6	6.2	3.5	5.7	3.7	8.7
2.8	1.7	1.8	0.5	0.6	0.3	0.7
7.0	6.5	7.3	10.0	10.4	5.2	0.7
29.0	24.7	32.1	29.8	23.1	27.5	30.1
14.6	8.9	11.9	18.7	17.2	10.6	20.6
14.4	15.8	20.2	11.0	5.9	16.9	9.4
0.1	0.9	1.1	0.3	0.2	—	—

表A-11

保育：保育方法、週当り保育時間別子どもの構成比

(単位：%)

保 育	計	10時間 未 満	10-19 時 間	20-39 時 間	40時間 以 上
計	100.0	27.7	28.1	18.1	26.1
自宅での保育	100.0	25.8	29.8	20.5	24.0
父 親	100.0	25.2	30.1	24.6	20.2
	100.0	28.1	31.6	17.2	23.1
16才未満	100.0	43.2	36.1	10.5	10.3
16才以上	100.0	24.0	30.4	19.0	26.6
他 人	100.0	21.4	25.2	21.9	31.5
子どもの世話だけする	100.0	26.4	23.0	25.1	25.5
家事雑用もする	100.0	16.4	27.4	18.6	37.7
自宅外での家庭保育	100.0	20.1	21.9	18.1	39.9
身 内	100.0	21.3	20.0	19.0	39.8
他 人	100.0	18.9	23.8	17.3	40.0
そ の 他					
保育所でする保育	100.0	9.8	13.8	20.5	55.9
子どもが自分で処理する	100.0	57.7	35.0	3.8	3.5
その他1	—	—	—	—	—

1 信頼のおける多を算出するには数が少なすぎる。

表A-12

保育：保育方法、週当り保育時間別フルタイムで働く母親の子どもの構成比

(単位：%)

保 育 方 法	計	10時間 未 満	10-19 時 間	20-39 時 間	40時間 以 上
計	100.0	26.3	26.3	16.0	31.4
自宅での保育	100.0	24.8	27.7	17.9	29.6
父 親	100.0	25.9	24.0	21.2	28.9
その他の身内	100.0	26.7	31.0	15.2	27.1
16才未満	100.0	43.4	38.3	11.4	6.9
16才以上	100.0	22.7	29.2	16.2	31.9
他 人	100.0	19.5	25.0	19.8	35.7
子どもの世話だけする	100.0	25.6	22.0	23.0	29.4
家事雑用もする。	100.0	14.5	27.5	17.1	41.0
自宅外での家庭保育	100.0	17.4	20.1	17.9	44.6
身 内	100.0	17.4	18.4	19.1	45.1
他 人	100.0	17.4	21.7	16.7	44.2
そ の 他					
保育所での保育	100.0	9.3	14.0	16.5	60.2
子どもが自分で処理する	100.0	57.6	36.1	2.1	4.2
その他1	—	—	—	—	—

1 信頼のおける多を算出するには数が少なすぎる。

表A-13

保育：保育方法、週当り保育時間別、パートタイム
で働く母親の子どもの構成比

(単位：%)

保 育 方 法	計	10時間 未 満	10-19 時 間	20-39 時 間	40時間 以 上
計	100.0	32.3	34.1	25.2	8.4
自宅での保育	100.0	28.4	35.5	27.9	8.2
父 親	100.0	23.9	40.2	30.5	5.5
その他の身内	100.0	33.0	33.7	23.8	9.6
16才未満	100.0	42.8	30.8	8.2	18.2
16才以上	100.0	29.1	34.8	29.9	6.2
他 人	100.0	30.2	26.0	30.7	13.0
子どもの世話だけする	100.0	28.6	25.9	31.3	14.3
家事雑用もする ¹	—	—	—	—	—
自宅外での家庭保育	100.0	34.6	31.8	19.7	13.8
身 内	100.0	40.8	27.6	18.4	13.2
他 人	100.0	27.7	36.5	21.2	14.6
そ の 他					
保育所での保育 ¹	—	—	—	—	—
子どもが自分で処理する	100.0	58.0	31.1	9.9	0.9
そ の 他 ¹	—	—	—	—	—

1 信頼のおけるものを算出するには数が少なすぎる。

表A-14

保育：保育方法、週当り保育時間別、3才未満の子どもの構成比

(単位：%)

保 育 方 法	計	10時間 未 満	10-19 時 間	20-39 時 間	40時間 以 上
計	1279 100.0	10.0	12.2	23.2	54.6
自宅での保育	690 100.0	12.3	13.7	27.4	46.7
父 親	193 100.0	22.3	19.0	30.4	28.3
その他の身内	268 100.0	6.3	12.2	24.3	57.3
16才未満 ¹	21 —	—	—	—	—
16才以上	247 100.0	6.0	11.1	24.7	58.3
他 人	230 100.0	11.0	11.0	28.3	49.8
自宅外での家庭保育	529 100.0	8.1	10.3	18.9	62.7
身 内	274 100.0	10.0	8.4	20.3	61.3
他 人	255 100.0	6.2	12.3	17.3	64.2
そ の 他					
保育所での保育 ¹	56 —	—	—	—	—
子どもが自分で処理する ¹	4 —	—	—	—	—

1 信頼できるものを算出するには数が少なすぎる。

表 A-15

保育：保育方法、週当り保育時間別 6才未満の子どもの構成比

(単位：%)

保 育 方 法	計		10時間 未 満	10-19 時 間	20-39 時 間	40時間 以 上
計	3196	100.0	9.9	13.7	25.2	51.2
自宅での保育	1795	100.0	11.9	15.4	28.3	44.4
父 親	535	100.0	18.8	23.0	33.6	24.6
その他の身内	664	100.0	7.4	13.1	24.8	54.7
16才未満	76	100.0	17.8	26.0	20.6	35.6
16才以上	588	100.0	6.0	11.4	25.4	57.2
他 人	595	100.0	10.9	11.1	27.4	50.6
自宅外での家庭保育	1176	100.0	8.1	11.9	20.8	59.2
身 内	566	100.0	8.9	10.9	21.8	58.5
他 人	609	100.0	7.4	12.9	19.9	59.9
その他						
保育所での保育	213	100.0	2.9	6.9	23.0	67.2
子どもが自分で処理する 1	12	—	—	—	—	—

1 信頼できる％を算出するには数が少なすぎる。

表 A-16

保育：保育方法、週当り保育時間別 6-13才の子どもの構成比

(単位：%)

保 育 方 法	計		10時間 未 満	10-19 時 間	20-39 時 間	40時間 以 上
計	5643	100.0	37.7	35.8	13.9	12.5
自宅での保育	3783	100.0	32.6	36.6	16.8	14.1
父 親	1256	100.0	28.1	33.0	20.7	18.3
その他の身内	1943	100.0	35.5	38.0	14.3	12.2
16才未満	485	100.0	47.5	37.7	7.6	7.2
16才以上	1458	100.0	31.5	38.1	16.5	13.9
他 人	584	100.0	32.4	39.5	16.4	11.7
自宅外での家庭保育	787	100.0	38.1	36.8	13.9	11.2
身 内	396	100.0	39.4	33.2	14.1	13.3
他 人	391	100.0	36.8	40.3	13.7	9.1
その他の調整						
保育での保育	73	100.0	28.6	20.0	8.6	42.9
子どもが自分で処理する	973	100.0	58.9	34.1	3.2	3.8
そ の 他 1	27	—	—	—	—	—

1 信頼できる％を出すには数が少なすぎる。

表A-17

保育：保育方法、年齢別、週当り40時間以上の
保育をうける子どもの構成比
(単位：%)

保 育 方 法	計	6 才 未 満			6 - 13 才		
		計	3才未満	3-5才	計	6-8才	9-13才
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
自宅での保育	56.6	48.7	46.2	50.6	75.7	78.2	73.7
父 親	15.4	8.1	7.8	8.2	32.5	29.5	34.9
その他の身内	25.6	22.2	22.0	22.4	33.5	34.9	32.4
16才未満	2.6	1.7	1.4	1.9	4.9	3.7	5.9
16才以上	23.0	20.6	20.6	20.6	28.6	31.2	26.5
他 人	15.8	18.4	16.4	12.9	9.7	13.8	6.4
自宅外での家庭保育	33.5	42.6	47.6	38.9	12.5	18.5	7.8
身 内	16.4	20.3	24.1	17.4	7.5	9.4	5.9
他 人	17.1	22.3	23.5	21.4	5.1	9.1	1.9
そ の 他							
保育所での保育	7.5	8.8	6.3	10.6	4.5	2.0	6.4
子どもが自分で処理する	1.6	—	—	—	5.2	1.3	8.3
そ の 他	0.6	—	—	—	2.1	—	3.8

表A-18

保育：母親の就労形態、子どもの年齢、人種、世帯収入別
保育に費用を要する子どもの構成比¹

	%
母親の雇用上の地位：	
フルタイム雇用	75.8
パートタイム雇用	63.9
年 令：	
6才未満	83.3
6-13才	61.8
人 種：	
白 人	77.9
非白人	56.8
世帯収入：	
3,000ドル未満	60.8
3,000-5,999ドル	73.1
6,000-9,999ドル	77.0
10,000ドル以上	79.4

1 構成比は費用を要する保育をうける子どもに対する割合である。(テキスト参照)

表A-19

保育：母親の就労形態、子どもの年齢、人種、家族内の
14才未満の子どもの数、世帯収入、週当り保育
費別、保育に費用を要する子どもの人数及び構成比

(人数単位：千人)

	計		5ドル未満		5-9ドル		10ドル以上	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
就 労 形 態								
フルタイム雇用	1967	100.0	422	21.5	786	40.0	759	38.6
パートタイム雇用	305	100.0	133	43.6	126	41.3	46	15.1
年 令								
6才未満	1268	100.0	195	15.4	502	39.6	571	45.0
6-13才	699	100.0	227	32.5	284	40.6	188	26.9
人 種								
白人	2041	100.0	455	22.3	803	39.3	783	38.4
非白人	363	100.0	130	35.8	151	41.6	82	22.6
家族内の14才未満の子 どもの数								
1人	608	100.0	31	5.1	155	25.5	422	69.4
2-3人	1346	100.0	307	22.8	651	48.4	388	28.8
4人以上	450	100.0	247	54.9	148	32.9	55	12.2
世 帯 収 入								
3000ドル未満	231	100.0	109	47.2	65	28.1	57	24.7
3000-5999ドル	722	100.0	188	26.0	312	43.2	222	30.7
6000-9999ドル	863	100.0	180	20.9	398	46.1	285	33.0
10000ドル以上	456	100.0	78	17.1	137	30.0	241	52.9
地 域								
北 東 部	282	100.0	77	27.3	100	35.5	105	37.2
中 央 部	594	100.0	170	28.6	238	40.1	186	31.3
南 部	1093	100.0	264	24.2	464	42.5	365	33.4
西 部	435	100.0	74	17.0	152	34.9	209	48.1

表A-20

保育：保育費の有無、週当り保育費別子どもの人数及び構成比

(人数単位：千人)

保 育 方 法	計	保育費 な し	保 育 費 あ り		
			5ドル未満	5-9ドル	10ドル以上
計	3,416	890	615	1,002	909
自宅での保育					
他人(子どもの世話だけする)	581	65	203	211	102
他人(家事雑用もする)	575	82	87	174	232
自宅外での家庭保育					
身 内	953	521	119	185	128
他 人	979	131	176	360	312
その他					
保育所での保育	265	35	32	72	126
そ の 他	63	54	—	2	7
構 成 比 (%)					
計	100.0	26.0	18.0	29.3	26.6
自宅での保育					
他人(子どもの世話だけする)	100.0	11.2	35.0	36.3	17.6
他人(家事雑用もする)	100.0	14.2	15.1	30.2	40.5
自宅外での家庭保育					
身 内	100.0	54.7	12.5	19.4	13.4
他 人	100.0	13.3	18.0	36.8	31.9
その他					
保育所での保育	100.0	13.1	12.0	27.0	47.8
そ の 他 1	—	—	—	—	—

1. 信頼できる%を算出するには数が少なすぎる。

表 A-21

保育：母親の就労形態、子どもの年齢別不満足な

保育をうけている子どもの割合¹

(人数単位：千人)

就 労 形 態	計	不満足 の割合 (%)	6 才 未 満		6 - 13 才	
			計	不満足 の割合 (%)	計	不満足 の割合 (%)
計	10,136	7.6	3,439	9.0	6,697	6.9
フルタイム雇用	7,043	8.8	2,309	10.4	4,734	8.0
パートタイム雇用	3,093	5.0	1,130	6.3	1,963	4.2

1. 子どもが学校へ行っている間だけ働く母親の子どもは含まない。

表 A-22

保育：保育方法別不満足な保育をうけている子どもの

人数及び割合

(人数単位：千人)

保 育 方 法	計	不満足な保育をうけている子ども	
		人 数	多
計	10,474	774	7.6
自宅での保育	5,449	336	6.2
父 親	1,785	94	5.3
その他の身内	2,530	156	6.2
16才未満	556	66	11.9
16才以上	1,974	90	4.6
他 人	1,134	86	7.6
自宅外での家庭保育	1,912	166	8.7
身 内	943	72	7.6
他 人	969	94	9.7
その他			
保育所での保育	255	21	8.2
子どもが自分で処理する	980	95	9.7
母親が働きながら世話する	1,556	76	4.9
そ の 他	63	—	—

アメリカ合衆国における
働く母親の保育米国保健教育厚生省・労働省
調査結果報告

昭和44年9月

発行者 労働省婦人少年局

印刷所 正 陽 印 刷